

午前 10 時 3 分 開議

議長（巴里英一君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 2 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、16 番 重里 勉議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 5 番 大森和夫君、6 番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、21 番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

21 番（北出寧啓君） 皆さんおはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、民主清和クラブを代表いたしまして、後で幹事長もやっていただくわけですけれども、一般質問を行いたいと思います。よろしく願います。

地球環境危機が言われてから久しいものがあります。昨年末には地球温暖化対策として、京都でいわゆる C O P 3 が開催されましたが、先進国と後進国の思惑が絡み、利害の調節が難航、結局多くが期待したほどには決定的な対策は講じられませんでした。それもつかの間、今地球温暖化などの外部環境の破壊よりも、より深く私たちが脅かすものが表面化してきています。ダイオキシン類あるいはそれを含む環境ホルモンによる内的自然、つまり身体の、とりわけ生殖機能の奇形化です。これで外的自然、つまり地球環境と内的自然、身体のすさまじいまでの破損が同時進行しているわけです。

私、そして泉南の自然保全運動にかかわっている団体は、自分自身が生を受けたこの美しい故郷の自然を保全するために時間と精力を費やしてきましたが、環境ホルモンによる雌化などの報告は、努力する魂を壊滅的なほどに地獄にたたき落とそうとします。

伝説的な書物「O U R S T O L E N F U T U R E」が出版されたの

が1996年、その後ヨーロッパ諸国ではもろもろの調査が行われ、若者の精子の数の大幅な減少と不活発化が報告されました。日本では、最近になってようやく研究者による具体的調査報告がマスコミを賑わしています。若者の精子の数の調査や多摩川のコイの生殖器の調査などがそうです。

1962年にレーチェル・カーソンの「沈黙の春」が出版されてから36年の歳月が流れました。日本では、1964年に日本語版が当初は「生と死の妙薬」と題して出版されています。当時、日本は物すごい勢いで高度成長を続けていました。そして、60年代後半から70年代にかけて公害問題が多発しました。1968年のカネミ油症事件のPCBは、実はポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーPCBであり、それはまさしくダイオキシン類に属するものです。そして今、最悪の4塩化ダイオキシンを初めとしたダイオキシン、そしてダイオキシン類が人類の存続を運命づける悪魔の毒として、人の魂を揺るがす問題となってきたのです。

私たち人類はここ200年の間に、40億年の歴史の中で培ってきた地球を破壊し尽くす暴挙を繰り返してきました。地球の外的環境と生物の内的自然は、今地球開闢以来最悪の状態にまで追い込まれています。そして、高度成長を遂げた消費社会は、とりわけ人間の欲望が無限大にまで肥大化されていきます。なぜなら、消費資本主義は人間の欲望を際限なく刺激し、とめどもない消費を促すことによってこそ成り立つからです。

ちなみに、現在の日本の経済不況は、明らかに時期を逸した橋本内閣の政策破綻がありますが、橋本龍太郎は、当初旧来の高度成長政策の限界と破産を克服し、もって日本の財政破綻を乗り越えるための諸施策を提案しようとしたことは間違いありません。50年代の日本は、吉田内閣、そして大蔵省が超均衡予算を組んでいました。しかし、60年代になると、池田内閣の所得倍増計画のかけ声のもと、ケインズ型経済に依拠した公共事業中心の政策に大きく右旋回し、その結果、莫大な赤字国債、建設国債を乱発するようになりました。

そして80年代、つまり金融と情報の時代に立ちおくれ、政策破綻を起こした日本は、急速にバブルの渦の中に取り込まれてしまいました。橋本龍太郎はバブル時代の大蔵大臣でもあり、その責任は重大ですが、少なくとも彼は首相になるや、新たな提案を引っさげて内閣を組織しました。橋本内閣の現在の低迷は、火だるまになることを決意したにもかかわらず、

土建政治を初めとした利益政治の狂乱的反撃に敗退してしまったとも言えるのです。現在の不況を脱するためには大型減税は避けられませんが、アメリカ合衆国等が要求する内需拡大にせよ、大型減税にせよ、旧来型の公共事業と消費の拡大でしかなく、消費時代の政治の怖さを身にしみて感じざるを得ません。

さて、本題に入ります。

ダイオキシンの規制については、大局的には、いまだない土中や大気中の濃度基準の確定などが国家によって取り決められなければならないわけですが、しかし地方政府でもできることは、市町村の権限において施策実施がなされなければなりません。

我々の市には、男里川河口に中規模焼却施設があります。日本の焼却施設の数是世界の7割を占めていますが、本来焼却施設に生成するダイオキシンの多くはポリ塩化ジベンゾフランであり、厳密にはダイオキシン、つまりポリ塩化ジベンゾパラジオキシンは野焼き等で大量に発生するものです。私がこんなにダイオキシンが騒がれる数年前、野焼き跡の土中ダイオキシンの調査をするように提案したのは、そのことによります。しかし、当時担当者はダイオキシンは存在しないと明言し、一方この3月議会では、大阪府の調査を待って土中調査するかどうかを決めたいとの部長からの発言があり、今議会で改めてその実施について問いただしたいと思います。

また、10年間にわたる野焼きの結果、窓は灰でいつも降り積もっていたのであり、ダイオキシンの半減期を考慮しても、焼却施設周辺のダイオキシン類の干潟も含めた土中調査及び妊婦の母乳調査は、市の責務であると考えます。もちろん、その際、環境ホルモンの影響調査もやるべきでしょう。海辺の干潟の生物たちの雌化は、どんどん進行しているのです。

市の責務というのは、もちろん清掃工場敷地内の野焼きで生じた、また焼却施設に排出されるダイオキシン類の処理対策は、直接的には泉南清掃事務組合の責任ですが、管理者は市長であること、そして結果として、焼却施設周辺に堆積したダイオキシン類は、地域住民の健康を脅かす限りにおいて、対策は当然市の義務ともなります。緊急の対策を求めます。当然、現在まで続いてきた企業等の野焼きの規制についても報告を求めます。

母乳の検査について付言すれば、厚生省の緊急対策での設定値10ピコグラムについて、乳児が母乳から摂取するダイオキシン類の総量が耐容1

日摂取量の5倍から13倍にも及ぶと言われていています。この検査事実から見ると、指定値はその10分の1にまで下げる必要があるとも言われています。

このように、赤ちゃんの立場に立って考えると、大気1立方メートルの排ガス中のダイオキシン濃度は、焼却施設からの排ガスの拡散倍率を20万倍として80ナノグラムと設定されていますが、これも8ナノグラムまで制限しなければなりません。また、厚生省の基準値である10ピコグラムについては、アメリカ合衆国のようにはダイオキシン類を発がん性物質と見なしていないこと、さらにかつてカネミ油症事件の原因の1つであるコプラナーPCBが含まれていないこと、これらのことを考えると、現在の厚生省基準値は、今後大幅な見直しも必要かと思われませんが、その点当局の考え方をお示し願います。

そうした視点から見て、とりわけ母乳の調査が緊急課題であると思われる。とりわけ焼却施設住民の母乳検査を厚生省や府の判断を待つなどというのんきなことではなく、地方政府として率先して開始すべきだと思えますが、市長の御見解をお示し願います。

また、これまでの検査結果から、猛毒の2、3、7、8 - 四塩化ダイオキシン及びその半分の猛毒性を持つ2、3、4、7、8 - 五塩化ジベンゾフランなどがどの程度含まれているのか、またポリ塩化ジベンゾフランとポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、そしてコプラナーPCBのそれぞれの発生割合はどのようなものかをお示し願いたい。

さて、それ以外にダイオキシン類は、化学工場、製紙工場、染色工場などでも発生します。とりわけ男里浜区には相当規模の化学工場、製紙工場、染色工場があり、これらから排出されるダイオキシン類の総量を計量されているのか、また、されていなければ今後どのような対策を講じるのかをお聞きいたします。

また、男里浜区ではいわゆるエコ農園がにぎやかに行われていますが、ダイオキシン汚染の専門家である摂南大学の宮田秀明氏は、都市近郊部での栽培野菜はできるだけ避けるようにとの考えを示されていましたが、一般論での20万倍の排ガス拡散率は、焼却施設周辺地域に当てはまらないでしょうし、男里浜地域での野菜栽培に避けて通れない問題が不在していると思えますが、その点についても所見をお示し願います。

次に、男里川干潟の保全について改めてお尋ねいたします。

谷津干潟などとは比べられないほど小規模ではありますが、年を重ねるほどに男里川干潟の価値は世に知られることとなり、干潟の保全に汗を流している者にとっては喜ばしいことです。しかし、それは大阪府港湾局あるいは河川課などの管理下にあるということでもあり、市としての自主的な対策はほとんどなされてないのが現状です。聞くところによると、昨今府によって男里川干潟の諸生物についての調査が行われたということです。干潟を含めて、私が3月議会で提案し求めた生態系調査についての市長の「今後その補正も含めて、新しい予算組みで配慮する」という答弁にもかかわらず、補正に予算化されなかったことについてお聞きいたします。そして、男里川干潟についても改めて市としての保全に関する施策についてお聞きいたします。

男里川については、平成7年10月、男里川河口銃猟禁止区域に指定されております。発効は11月です。また、平成11年には、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第1条の目的を達成するために、第8次鳥獣保護事業計画に従って、シギ類、チドリ類の保護地域に指定される予定です。男里川は上流に行くと金熊寺川と兔砥川に分岐し、自然環境がまだ保たれている金熊寺、童子畑、葛畑などを貫通しております。まずは、ふれあい自然塾が建設されている堀河などの地区も含めたいわゆる男里川—金熊寺川を線とする自然地域の調査から入るべきだと思われませんが、答弁を求めます。

また、身近なことですが、ハクセンシオマネキの保護を訴えた看板の下で、この前の土曜日にも家族連れがハクセンシオマネキの生息する干潟をスコップで掘り返していたということです。大阪で知らせを受け、急遽男里川・干潟を守る会の会員に電話して駆けつけてもらい大事には至りませんでした。シオマネキやハクセンシオマネキなどの自然保全の監視のこと、港湾局にも閉鎖を要求している干潟における防波堤の階段など、市長の決断と協力のできることはたくさんあります。

続いて減免措置についてです。

さて、財政危機の中で行政改革は言い尽くした感があるので、今までに取り上げられなかった問題のうち、減免措置をその減免の手続、減免対象及びその総額について具体的な回答を求めます。

泉南市市税賦課徴収条例の第42条には、市民税に関し、市長において

必要であると認められた者に関する条項があります。基本的には生活困窮者、学生、公益法人です。また、固定資産税の減免については、60条では、公私の扶助を受ける者、公益の直接専用する固定資産、市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により著しく価値を減じた固定資産とあります。市民税、固定資産税ともに、市長が特別に必要であると認められた者に特別減税、減免措置がなされるわけです。この点、市長が判断される以前に、決定に関してどのような部局がその手続に関与するのかお示し願いたい。その減免措置にかかわり、関与する部局の答弁を求めます。

続いて、全体構想と地域整備対策について。

全体構想反対決議が撤回されてから本市と府の協議結果として、今済生会泉南病院の移転計画が進行していますが、これらについては積年の課題であり、大阪府地域医療懇談会の枠組みでの現実的に選択できる唯一の計画として、市長もおっしゃるとおり万難を排して取り組まなければなりません。

実際、済生会泉南病院は社会福祉法人恩賜財団済生会に属し、それは医療法第31条の規定による公的医療機関でもあります。医療法7条の2の許可制限並びに30条の3の医療計画、つまり二次医療圏の中での必要病床数制限、この制約の中で、現在進行中の済生会泉南病院のりんくうタウンへの移転は、泉南市民にとっての現実的に唯一付与される公的病院として、我々はこれを支援しなければならないと考えます。

しかし、りんくうタウンの地域整備計画に関して、泉南市の都市計画にも組み入れられた野鳥園の建設は、旧来の答弁では雨水幹線の埋設が完了してからという約束であったにもかかわらず、実施にかかわってはまだ何の動きもないどころか、金がないということで一蹴しようとしています。実施計画はもとより、基本設計すら行われようとはされてはいません。泉佐野市には、既に早く夕日が見える丘公園が巨額の費用を使って建設されましたが、恐らくその10分の1もかからないであろう野鳥園に対して、約束をほごにするごとくの対応しか見て取れません。改めて確認したいと思います。

私が議員第1期に数年にわたって指摘し続けたことは、瀬戸内法をクリアするために大阪湾岸南部下水道処理場が建設されたこと、当然共存共栄以前に嫌悪施設にかかわって地域住民に対する福祉施策が要請されること、

さらにりんくうタウンの開発と利用に関して、北高南低の構造を打破するための一気呵成的な施策展開が必要なことなどです。

その結果、工場用地が緑地として保障され、市長の同意と協力を得てE6区は野鳥園として都市計画決定がなされたわけです。しかし、野鳥園は本市の雨水幹線の竣工を待ってということになり、その待機期間に私も主張させていただいた国体球場の建設などが行われました。そして、ようやく雨水幹線工事が完成に近づき、また大里川下流の暗渠工事も進展する中で、今予算がないからできないとは一体何事でしょうか。

また、野鳥園計画は、悠久の夢である、かつて魚の産卵地であった地帯にトンボを飛ばすことで、かつての自然を復元するという象徴行為であるとともに、失われた自然の回復として本市の起死回生を図るものでもあるわけです。また、下水道処理場からの排水を自然復元の池に一時滞留させることで、真水の直接放流を避け、海水の塩分濃度の急激的な低下を抑えるとともに、嫌悪施設である下水道処理施設の周辺の市民のための有効利用に供するという画期的な機能を持つわけです。そして、これは管理者である市長のISO14001計画にも適合的であるわけです。

そして、観光拠点の少ない本市にあって、これらの生態系の保全と維持としてその拠点を訴えることで、貴重な男里川干潟の保全と相まって、環境の時代の先端を走ることができると思います。そこでは、市長の政治的決断が問われてきます。企業局の予算が瀕死の重症であるなら、大阪府の環境保全・生態系の復元事業の1つとしても位置づけることができるはずです。多くの稀少種が生息する男里川干潟、青サギが海岸部で産卵しふ化させる地帯と連なるこの都市計画決定地を寝かせる手はありません。また、一層発展的にも、4年も前に市長に提言させてもらった府立生態系展示館などができないものか、小規模でできないならば大規模な展開を図ることも事態を好転されることがしばしばあるものです。いかがでしょうか。

次に、子供の成長にとってのポルノ雑誌等の規制について。

基本的人権の一部をなす表現の自由の名のもとに、ポルノ雑誌がちまたにあふれ、小・中学生でも簡単に入手できるのが日本という欧米諸国にとっては奇妙に映る独特の社会構造の一面でもあります。我が国の未来にかかわる子供たちをそれこそ健やかに育つ環境を整えるのが、大人の、ひいては政治家の責務であり、我々はこのことをゆるがせにはできません。世

に法規制と自主規制があり、まずは先進的に本市から始めよという形ができないものか。学校教育の観点、そして社会教育の観点から、教育長並びに市長の考えと規制に関する施策的展開についてお聞かせ願いたい。

例えば、アメリカ合衆国では特定のショップでしかポルノ雑誌は販売できず、一般的には子供たちの目に触れることはありません。それは子供たちの人権の保障でもあります。確かに我が国の憲法には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とあります。しかし、一方ではわいせつ文書・図画等の頒布を罰することは、性的秩序を守り、最小限の性道徳を維持することが公共の福祉の内容をなす以上、合憲とされているのです。近年のポルノ雑誌に対する規制措置は、子供の人権、つまり公共の福祉の内容をなすものであり、現在の自己を商品として、しかも単なる売春ではなく、自己の意思で選別できる特性を持った商品としての援助交際は、少女を、とりわけ中・高生を商品として売買を重ねる大人たちの行為に対応しています。その場合の表現の自由とは欲望の自由であり、彼女らの最小限の性道徳すら踏みつけにした援助交際やポルノ雑誌、ビデオの販売の規制は、公共の福祉にかなうものであります。この点についての当局の御見解を求めます。

最後に、簡単に図書館の利用について質問いたします。

数年前、マスコミの大々的な報道で開館した熊取図書館では、市外の府民に対しても3週間10冊の貸し出しをしております。私も熊取図書館を頻繁に利用させてもらっていますが、泉南市の場合、5冊2週間ということになっております。実際、3週間10冊という期間と冊数は、読み手にとってありがたいものです。この点、制度の変更を要求するものですが、いかがなものでしょうか。

これで壇上での質問を終わりたいと思います。当局には簡潔に御答弁いただけるようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

議長（巴里英一君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、関西国際空港の全体構想に係ります地域整備の考え方について御答弁を申し上げます。

関西国際空港の全体構想につきましては、第7次空港整備5カ年計画に



おきまして、3本の滑走路から成る全体構想が位置づけられているところ  
でございます。2期事業が最優先課題とされているところでございます。

平成10年度の国家予算におきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、諸  
手続が整えば現地着工に進める着工準備事業費が計上されたところ  
でございます。現地着工に向けましては、飛行経路の問題、環境ア  
セスメント、漁業補償交渉、埋立免許等、種々の手続と課題がござ  
います。これらにつきましては、10年度内に円滑に推進されるべき事柄  
であると考えております。

また、2期事業に対応した新たな地域整備につきましては、国におきま  
しては、本年度より2カ年間で関西国際空港を活用した広域国際交流  
圏整備計画調査が国土庁を中心に5省庁で実施されているところ  
でございます。また、大阪府におきましても、この調査と連携を図り  
つつ計画が策定されつつあります。具体的な考え方につきましては、  
財源支援も含め、現時点では明確にまだ示されていないところ  
でございます。

一方、本市におきましては、1期事業に対応した空港関連事業につ  
きましては、道路や公共下水道等の都市基盤整備は著しく普及を  
したところでございますが、その他の事業では未解決のものもござ  
いますので、これら事業についての進捗状況を踏まえ、点検を行  
っているところでございます。また、2期事業に向けた新たな事業  
計画を策定するため、空港の立地効果を最大限に活用し、市域  
の発展につながるよう、プロジェクトチームの中で事業の取り  
まとめを急いでいるところでございます。近々お示しをさし  
ていただきたいというふうに思っております。

それから、前回の議会でも御答弁申し上げました生態系調査の  
件でございますが、生態系調査につきましては、ぜひ実施を  
したいというふうに考えております。ただ、広範にわたる部分  
でございますので、現在、既存のいろんな資料の収集を  
させております。また、近隣で行われております例  
えば熊取の自然というような調査結果を初め、大阪の野鳥、  
それから先ほどありました、大阪府でやりました干潟の調査  
等の基礎資料の収集をさせているところ  
でございます。今後はそれらのデータの整理を進めながら、  
生態系調査に向けてのフローを考えてまいりたい  
というふうに思います。そういう準備作業が一定  
進行した中で、本格調査に移ってまいりたい  
というふうに考えております。

男里川干潟につきましても、私も早朝何回か行きました、実態あるいはお越しになっておられる方々の状況も把握をさせていただいているところでございますので、ぜひ貴重な資源でございますから、保全、保護、そしてまた活用方策ということを考えてまいりたいと存じます。

議長（巴里英一君） 理事者の答弁。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、ダイオキシンと地域住民対策について私の方から御答弁申し上げます。

まず1点目の焼却工場周辺の土壌調査の質問があったと思いますが、これにつきましては、先日来御答弁申し上げますが、今月、6月25日でございますが、大阪府におきまして一般環境としての土壌中のダイオキシン濃度測定を実施することになってございます。当然、焼却工場周辺の男里公園もそのうちの1カ所としまして土壌を採取する予定になってございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、工場周辺による母乳調査についての問いでございますが、今般厚生省は人体への影響と体内への摂取の経路について、本格的な調査に乗り出す方針を決めてございます。その内容といたしましては、人の血液、母乳、毛髪から、体内に蓄積されたダイオキシン濃度を測定し、濃度と疾病、食品との関係について追跡調査をすることになっており、今後のダイオキシン対策や健康政策に役立てる方針であると聞き及んでおりますので、私どもとしましては、国の動向を見きわめた上、関係機関と協議の上、対応をしていきたいと考えてございます。

また、猛毒の2、3、7、8 - 四塩化ダイオキシン及び2、3、4、7、8 - 五塩化ジベンゾフランがどの程度含まれているのかとの問いでございますが、今年2月14日に調査しました——これは清掃組合で調査を行っておりますが、その計量証明書によりますと、トータル5.4ナノグラムのうち、2、3、7、8 - 四塩化ダイオキシンが0.082ナノグラムでございます。また、2、3、4、7、8 - 五塩化ジベンゾフランにつきましては3.2ナノグラムであり、毒性等量で評価しますと、議員御指摘のとおり半分の1.6ナノグラムとなっております。

それとコプラナーPCBの問いもあったわけでございますが、昨年環境庁がダイオキシン類に関する検討会を開催いたしておりますが、その報告書によりますと、現在までのところ環境濃度等のデータが不足しており、

またダイオキシン毒性等価換算計数についても、評価が定まっているとは言いがたい状況であることから、正確な暴露評価を行うことは困難であるとの報告でございますので、今後国においてどのような指針が出るのか見守っていききたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、男里浜地区周辺工場でのダイオキシン対策でございますが、これにつきましては、廃棄物焼却施設及び金属精錬施設を有する市内各事業所に対しまして、燃焼管理、集じん効率の高度維持等の施設管理につきまして一層の徹底を図るよう、文書にて協力要請を行ったところでございます。

そのようなところでありますから、現時点ではダイオキシン類の総量は、市として把握はいたしておりませんが、大阪府とともに各事業所に対し、毎年立入検査を行い、行政指導を行っておりますが、特に今回ダイオキシン類が大気汚染防止法施行令の改正により指定物質となったことから、今まで以上の立入調査を大阪府とともに行っていききたいと考えておるところでございます。

続きまして、貸し農園の件でございますが、一般的には植物への影響も懸念されているわけでございますが、今のところ濃度と疾病等が食品との関係については定かではなく、国においてこれから追跡調査をすることとなっておりますので、この件につきましても、国の動向を見きわめつつ検討を行っていききたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、北出議員御質問の野鳥園についてお答えをしたいと思います。

りんくう南浜2号緑地の中に計画されております野鳥観察エリアでございますけれども、現在、大阪府とともに一般に野鳥公園と呼ばれている施設について、事例の調査を行っているところでございます。

今後、これら事例を検討し、またりんくうタウン内の道路や公共施設の整備状況を把握し、りんくう南浜2号緑地の野鳥観察エリアとしての基本構想の策定に向け、周辺環境や飛来種の調査、植生の調査などの調査等を順次行っていただくよう大阪府へ要望し、早期に事業着手できるよう、

大阪府を初め関係機関へあわせて強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

なお、大阪府企業局との間でございますけれども、事務レベルではありませんけれども、本年6月に第1回の勉強会を実施し、現在行っている事例調査や課題の整理等について、今後随時この勉強会を開催するというところで申し合わせをしたところでございます。

今後引き続き設置に向けて、この辺の事務レベルでの調整会議等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方からは、減免措置のうち、減免の手続、減免の対象総額といったことについて御答弁申し上げます。

税の減免措置につきましては、地方税法の規定によりまして、本市市税の賦課徴収条例並びに施行規則に基づいて処理がなされているところでございます。手続につきましては、所有者より申請に基づきまして、減免を行うこととなっております。

減免の実績につきましては、平成9年度といたしまして、貧困による減免が9万5,300円、災害によるものが2万4,800円、公益上、その他市長が特に求めたもの等の内訳ですけれども、同和対策減免が1,317万円、し尿処理減免が267万6,400円、集会場等におきましては703万1,400円、合計いたしますと2,299万7,900円となっております。

次に、手続に関する部局の考え方とございますか、御質問を受けたのでお答え申し上げます。

減免の決定につきましては市長が判断を行うわけですが、適切に判断を行えるよう、減免理由を合理的に説明する必要があると考えております。また、体育振興策としてのスポーツ施設、環境への配慮としたエコ農園、また地域のコミュニケーションの場としての集会場などについて、必要に応じまして各部課等から公共性、公益性について説明を受けるとともに、その事柄につきまして書面でいただくなどの方法によりまして、減免理由を的確にし、減免の措置が適正となるよう努めているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（巴里英一君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 北出議員さんからの教育問題について、ポルノ雑誌、暴力等から子供を守ることへの対応についてという御質問がございました。

御承知のように多数の情報メディアのはんらんによりまして、露骨な性描写が大半を占めておりますポルノコミックだとか成人向けの出版物などが多数出回っております中で、これらについての青少年への影響が大変憂慮されていることは、皆さんの御承知のところでございます。

これらの販売等の規制につきましては、大阪府の青少年健全育成条例第13条におきまして、有害な図書類の指定制度の導入、第14条におきましては、有害図書類の販売等の禁止の努力義務を課されておりますが、罰則を伴った規制は最小限にとどめられておりまして、あくまでも営業の自由に配慮しながら、関係業界の自主規制を基本としているため、営業者の自主規制と協力を求めているところでございます。

このような状況の中で、青少年を無軌道な、かつ凶悪な犯罪とか性犯罪行動から守るには、有効的な対策とはなり得ていないというのが現実であろうと感じております。かつて、神戸の事件の直後に政府が犯罪防止のための観点から、青少年に有害な暴力、残虐場面を扱った放映とか出版物への規制を検討する方針を打ち出したものの、憲法上の表現の自由に抵触するという大義名分の前に、結局は業界の自主規制の範囲にとどまり、こうした規制は実効性を伴わなかったということも明らかでございます。

しかし、議員御指摘のように、欧米では青少年に有害な図書あるいはビデオ、コンピューターソフトなどに対する規制も徹底してきているというふうにも聞いております。こうした前例をよく見きわめた上で、実効ある施策の検討もしなければならないというふうに思うところでございます。

ともあれ、私は犯罪は社会が抱えた病理の反映であるというふうに思いますが、次々に起こる青少年のこういった事件も例外とは思われません。さまざまな、しかも極めて深い病根を端的に表現しているように感じるところでございます。昨日の夕刊にも、中央では少年法の刑罰適用年令の見直しも検討されたようでありますけれども、規定の取り扱いは先送りされたというような記事も出ておったように思います。

本市といたしましては、今後ともこれらのことを踏まえながら、書店あるいは玩具店その他に対しまして立入調査を実施するなど、青少年への影響に配慮した営業をしていただくように、啓発指導並びに協力要請を行っ

てまいりたいと思います。具体には、営業に配慮した上での青少年の目に触れないようにするための区分陳列とか販売、また専用スペース、専用コーナーを確保した上での販売、また青少年への販売自粛等々、営業者の理解と協力を得られますように啓発、指導を引き続き行ってまいりたいというふうに考えます。

学校教育という問題から考えましても、学校教育に及ぼしている影響も大変なものでございます。学校といたしましては、関係のPTA等との御協力を得ながら、これらの防止といたしますか、対応を考えていただく。また、我々教育委員会もこれに協力をしていくという方向も考えていきたいと思っております。同時に、先ほど申しましたように、営業をされている方、また市民全体がやはり足元を見詰めながら、一体となって子供の人権を守るための方策を具体的に実施していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

今後ともこういったことにつきまして御理解を賜りまして、皆さんの御協力を切にお願いをいたしたいと思っております。

あとの図書館の問題につきましては、部長の方から答弁をいたさせます。  
議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、図書館の利用について御答弁をさせていただきます。

図書館に限らず公民館とか体育館などの教育機関は、住民の自主的な教育とかスポーツ、文化活動を支援するものでございまして、その運営は住民の意向を的確に反映した弾力的なものでなければいけないというふうに思っております。そのためには、規制とか基準をできるだけ廃止とか緩和をする必要があるんじゃないかと思っております。

泉南市では、図書館の管理運営規則の第12条でございますが、貸し出し冊数を5冊、また期間については2週間、場合によっては——場合によってはといいますと、貸し出しの予約がない場合にはもう2週間という形で規定をして、運営をしておるところでございます。

3冊から5冊に増加したのは、既にもう11年経過しておりますので、この管理運営規則が果たして今の時代にあっているのかどうかということにつきましては、利用者の意見も十分聞きながら、また図書館協議会の意見も聞き、教育委員会の規則の方の改正が必要な場合には実施をしたいと

いうふうに考えておるところでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ではお尋ねしますが、今の件に関しては、9月議会議程、一定近いうちに報告はいただけるのでしょうか。もうちょっと明快な発言が得られるかなと思ったんですけども。

それと、市長、ちょっと簡単なことなんで、男里川干潟の防波堤なんか、階段からちょっと閉鎖した方が干潟の保全を図る上で極めて大事で、大阪府とも協議をしてるんですけども、なかなか重い腰を上げてくれないんで、その辺は市長なんかの判断でやれることではないのかなと思うんですけども、いかがでございましょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 防潮堤へ上がれる階段の閉鎖という意味ですか。（北出寧啓くん「そうです」と呼ぶ）おりるようになってますね、今。何カ所があるんですけども、あれは海岸施設あるいは河川施設の一部としての管理機能という面もございしますので、完全閉鎖というのは難しいかもわかりませんが、今何も扉はないですね。ですから、それは管理者が管理に必要なときに行けるような構造にするということは可能かというふうに思いますので、このあたりは一度、管理者は府の方なんでございしますが、協議をしてみたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 図書館運営管理規則の改正でございしますが、近々に図書館協議会を開催する予定でございしますので、協議会の意見を聞きながら、教育委員会規則でございしますので、審議会の答申が出ました場合には、規則改正を行いたいというふうに考えておるところでございしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それでは図書費の拡充も含めて、市長ともどもよろしくお願ひいたします。

市長、それと干潟は何カ所か階段があるんですが、ちょうど1カ所だけおりたらすぐ干潟の真ん中になるんですよ。別にそこを閉鎖しても何ら便宜上不都合がないので、またよろしくお願ひいたします。

それと、減免措置に関してでございしますが、今御説明を伺いまし

て、公益性を基本にした合理的な判断に立つということでございます。同和減免についてはかねがね伺っているのですが、これは一定の枠組みの中でやられているということで、理解させていただきたいと思います。集会所等について、体育施設、環境、そして集会所等とございましたけども、これの原課は、そしてどこにこの権限があるのか。環境、体育施設、集会所について、個々にお尋ねいたします。それから、その原課の額もお尋ねします。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 教育委員会の方で所管をしております——例えばゲートボール場、また学校での園芸用に借地をしている部分がございます、ゲートボール場については今14カ所ございます。そのうち、泉南市が借地契約してお借りしている部分が4カ所ございまして、ほかはゲートボールクラブとか老人クラブなどが利用されております。園芸のために学校が借地をしておるとするのは2カ所ございまして、その部分についても、それぞれの借地契約している部分については借地契約書の写し、またゲートボールのクラブ、老人クラブなどが利用されているゲートボール場については、教育委員会の方から市長部局の方に減免の要望書を上げております。それによって、ただ単に要望の上げっ放しという形にするんではなしに、5年に1度程度現場を見させていただいて、これについては有効な活用がされてないというような場合については、要望を取り消すと、そういうような事例も昨今ございました。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） そうしたら、職務権限、認可の権限は教育委員会にあるんですか。

それと、昨今減免措置を廃止した箇所と新たに加わった箇所の数及びその減免金額についてお答え願います。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 新たに減免の数字ですが、今資料を持ち合わせておりませんので、至急回答いたしたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（巴里英一君） 北出君。



21番（北出寧啓君） それと、今もう一回お尋ねいたしますが、公益性のもとに合理的な理由が明らかにあるというふうに明言されておりまして、それでよろしいんでございましょうか。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 税サイドといたしましては、減免の理由というものにつきまして、書類審査、また場合によっては現地の施設の状況等を把握して、公益性、公共性が強いというものにつきましては、減免の対象として審査いたしておるところでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それでは、平成8年及び9年に関して、合理的な理由で改めて新たに減免措置に加わった物件についてお示し願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 減免措置の資料の提出でございますけれども、御承知のように減免につきましては各項目がございまして、いわゆる貧困による減免、災害、また公共性、公益生の強い減免といったものがございまして。そういったことで、私どもの方としては、資料の開示につきましては、地方税法で言う20条の秘密の義務の規定、守秘義務があるんじゃないかと考えているところでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 災害等に関しては、それは守秘義務は当然ありますけれども、公益性に関しては、減免するわけですから、皆さん今重い税を払われているわけですから、公益性に関して減免される土地に関しては、公開しても当然だと思います。今後、市長も情報公開条例をこれから出すというふうに明言されておりますし、それに取り組んでおられると思います。公益性に関する情報公開がなされないということは、非常に大きな、ゆゆしき問題だと思いますので、その辺の答弁を改めてもう1回お願いいたします。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 情報公開条例につきましては、現在事務的に作業に取り組んでるところでございまして、内容等については、今現在調査というんですか、検討している段階でございますので、それが出た段階で

また議会の御審議をお願いしたいと思っております。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） その情報公開条例云々という問題じゃなくて、そういう方向に行こうとしてるのに、今の課税課の答弁では、公益性に関する減免措置に対して情報を公開しないというふうな発言があったので、これはゆゆしき問題であるというふうに判断しております。それについて答弁をお願いしたい。並びに、今課税課ですけれども、各原課の手続についてお示し願いたい。それは各原課の答弁を全然いただいておりますので、よろしく願います。

議長（巴里英一君） 質問者の意義をよく理解して、理事者は答弁されますように。北出君。

21番（北出寧啓君） 答弁がないので、体育施設及び環境施設ですね、これについての公益性を持った判断ですから、それについては公益性の観点で減免措置になった理由と、その箇所をお示し願いたいということをおっしゃるので、その答弁をお願いします。

議長（巴里英一君） 理事者答弁できませんか。中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、減免の項目が4項目によって条例で明記されておりますので、私どもとしてはトータルで考えている次第でございますので、ひとつよろしく願います。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 答弁にならないので、議長の判断をお願いいたします。

議長（巴里英一君） 質問者の趣旨は、個人的な問題を表明せよということではなしに、公益性のあるものについてできないかという趣旨だと思いますので、それについての判断はできませんか。改めて行うということであるのか、論議中なのか。何らかの意思表示がなければ、議会が進みにくいと思いますので。向井市長。

市長（向井通彦君） 税法上の秘密の事項にかかわる部分と開示できる部分とあると思います。ですから、今その個々にどこの土地がどうのと非常に細かい御質問でございますから、この場ではそれだけの資料は持っていないと思いますから、その点も含めて早急に指示をして、整理をした上でお

答えをしたいというふうに考えます。お示しもしたいと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 質問者に申し上げますが、後刻資料として整理して理事者側は出すということで、議長の方から要請いたしますので、それで御了解いただけますか。

もう質問時間もございませんので、最後にどうぞ。北出君。

21番（北出寧啓君） それと最近、税収の問題でゲートボール場等、一応公益性の観点が見えないということで廃止されているところも結構あると伺っております。その中で新たにまたつけ加えられているような土地もあるということをお聞きしておりますので、その辺の公益性の観点から、どんなふうに判断されたんかと、とりわけお聞きしたいということです。

議長（巴里英一君） もう時間がございませんので。

21番（北出寧啓君） だから、とりわけは体育施設とエコ農園関係の施設の合理的公益性の理由を明らかに、資料とともに添付していただきたい。それはもう議長の判断にお任せいたします。

議長（巴里英一君） わかりました。それについては、改めて先ほどの件を含めて理事者側に議長として申し入れます。

以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、9番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 公明の奥和田でございます。本文に入る前に、社会情勢を取り巻く現況と、戦わずして勝利を得た向井市長に対して、心からお祝い申し上げたいと思います。おめでとうございます。

しかし、これからが大変だと思えます。逼迫した財政状況の中で、少しかじ取りを間違えば大変な方向に向かっていくと思えます。呉書の一節に「大將軍、心弱ければ従う者なし」とあります。どうか市長、見事なるリーダーシップをとっていただいて、6万市民の期待を裏切ることなくかじをとっていただきたいと思えます。加えて、補欠選挙で勝ち抜いてこられた大森和夫さん、辻 彌一郎さん、まことにおめでとうございます。

さて、6月14日日曜日の夜は、サッカーのワールドカップのテレビ観戦に日本じゅうが沸いた。本大会に出場を決めた日本代表の歴史的な初戦に国民の期待が集まったが、優勝候補の一角、強豪のアルゼンチンに破れ、デビュー戦は飾れなかった。スコアは1対0。この結果をどう見るか。も

っと差がつくと思っていたが、最小得点差でよかった等々、サポーターたちはこんなさまざまな評価を下していたが、岡田武史監督はインタビューにこう答えた。「ワールドカップは試合の内容ではなく、結果がすべてです」と。リーダーに求められているのは、結果に対する責任であり、勝たなければ評価に値しないということである。岡田監督は、みずからの責任と覚悟を示したのである。

このインタビューを聞きながら思い浮かんだのは、橋本首相の無責任な顔だった。結果に対する責任は、スポーツだけではない。政治もそうである。ところが、深刻な不況の原因は、橋本政権下の経済失政であることは自明の理なのに、その結果に責任をとろうとしない。昨年国内総生産は23年ぶりのマイナスで戦後最悪、このところの円、株、債券のトリプル安で、市場は日本売り一色、日本丸は沈没寸前である。

例えば、家計がかつてないピンチに追い込まれたら一体どうするか。賢明な家庭なら、真っ先にむだをなくし、その分必要な支出にはきちんと手当てしながら、生活ぶりを改めていくはずだ。みずからの失政で最悪の不況を引き起こしたにもかかわらず、この当たり前とも言える対応さえ怠り、日本を崩壊寸前の危機に陥れたのが橋本政権である。その罪は極めて重い。中でも最悪の大罪と言えるのが、消費税アップなどによる国民への9兆円もの負担増の押しつけである。（「そうだ」の声あり）この経済失政が国内総生産の6割を占める個人消費を冷え込ませ、日本の大不況の引き金となったのである。（「消費税はやめよ」の声あり）

議長（巴里英一君） 不規則発言は慎んでください。

9番（奥和田好吉君） それでは、ここで大綱4点にわたって質問させていただきます。

まず、市職員健康保険事業についてお伺いいたします。

全国地方自治体の健康保険事業には、現在2種類あります。その1つは地方公務員共済組合法に基づくもので、ほとんどの市町村職員、都道府県職員、教職員などが加入している共済組合であります。もう1種類は、全国で41自治体の健康保険に基づく保険組合で、通称都市健保と言われるものであります。

ところで、昨年末一般紙で、この都市健保の公費負担率が他の保険と比較して高すぎるのではないかと指摘されたことは、御承知のとおりであり

ます。その記事には、41自治体の職員健康保険組合のすべてが厚生省の決めた基準を大幅に超える保険料を負担しており、その中で最も公費負担率の高い組合は、公費78.9%、職員21.1%にもなっている。また、41組合の平均は公費67.9%、職員32.1%で、ちなみに泉南市を含む大阪府市町村健保は、全国平均をはるかに上回っており、全国都市健保41組合の中でも8番目の高い水準であります。全国で平成8年度の超過負担は、職員1人当たり年間10万8,000円から2万円で、その総額は308億円にも上っており、それが数十年も続いていると指摘しております。

さて、その他の市町村職員加入の共済組合は、昭和62年の地方公務員等共済組合法の施行によるもので、負担割合は同法の規定どおり自治体と職員は折半となっております。それ以前のこの都市健保の組合は、健康保険法によって規制されておりますが、同法には事業主の負担増を認める例外規定があります。しかしながら、厚生省の限度基準によって自治体の負担額をその範囲内に抑えることが義務づけられていると理解しております。先ほども述べたように、本市の職員健保組合の負担割合は、市負担72.5%、職員負担27.5%となっております。

そこでお伺いいたします。平成8年度の決算で、保険料収入は幾らなのか、そのうち市負担分は幾らなのか、職員負担は幾らなのか、市長を含めた特別職の市の負担分は幾らなのか、個人負担は幾らなのか、またこれを保険法の基準で見れば、市の超過負担率は幾らになるのか、お聞かせ願いたい。

また、市職員保険の設立は昭和23年で50年になりますが、戦後の社会経済状況の中で、負担割合を変更してきた必要性はあったにしても、市職員の保険料が市民のだれよりも、しかも長年にわたって税金によって大幅に軽減されていることは、市民の言葉を借りるまでもなく、その不公平はぬぐい切れないものがあります。

こうした中で西宮市では、平成10年度予算で市の負担分を2億5,000万円も削減したと言われております。今官民を挙げて行財政改革を推進していかなければならない市政の状況をかんがみ、市職員健康保険事業の是非に取り組む必要があるのではと考えるものであります。そこで、今後の市職員健康保険についてどのようにお考えか、御所見を賜りたいと思います。

次に、調整手当についてお伺いいたします。

泉南市では、給与の10%の調整手当が支給されているように見聞いておりましたが、市長を初め特別職も10%の調整手当が出ているのか。また、調整手当の平成8年度分の総額をお聞かせ願いたい。また、泉南市は何%の調整が必要なのか、国の人事院勧告とかあるいは府の指導があったのかどうか、あればお聞かせ願いたい。

次に、本市の残業手当が非常に多いように思われますが、財政の面もあるが、集中して職員が残業をしなければならない状況もあると思います。健康を害して病欠になっておる人もかなりあると思いますが、いかがでしょうか。職員の健康管理と財政効果を上げるような斬新的な考えを取り入れる積極的な地方自治体もふえております。

そこで、私はこう考えます。フレックスタイムを取り入れて時間差出勤を行うというか、2時間残業すれば次の日は2時間遅く出勤させるとか、季節的に残業が多いところは、その反対に暇な季節のときは長期休暇を与えとか、年間を通じて職員の健康管理と、できる限り残業がないように考えてはどうか。

そこで、平成8年度の残業手当は幾らなのかお聞かせ願いたい。あわせて、自治省の通達とかあるいは人事院勧告の方で、民間企業の目標管理制度の考え方を導入しなさいとか、業務運営基本システムをつくりなさいというような行政指導があったのかどうか、お聞かせ願いたい。

行革を先行している他都市の例を見てもわかるように、行革を進めていくエネルギーは、職員一人一人の理解と努力もさることながら、市長の政治生命をかけた不退転の積極的見直しが必要であると考えます。もちろん、議員定数削減の見直しも鋭意努力していかなければならないと思っております。今回の行財政改革の完遂にかける市長の熱意がどれだけのものをぜひお聞かせ願いたい。さらに、こうした行革で生み出された分が本年度の予算にどれだけ反映されているのかをあわせてお示し願いたい。

大綱2点目は、総合福祉センターについてであります。あいびあ泉南がオープンして1年になろうとしております。非常に盛況だとも伺っておりますが、問題もあるやに伺っております。

これは、ある四重苦のお子さんを持たれた母親の訴えです。この子は現在高校1年生です。3月ごろに、耳が聞こえない、しゃべれない、おまけ

に自閉症、大変な状況で交通事故に遭ったわけなんです。おふろにも入れることができなくて、車いすに乗った状態でした。そして、福祉の方に伺ったところが、障害者は18歳以上だと断られた。じゃ、17歳じゃ障害者じゃないのか。ないそうであります。この方は、何とかお願いして、1回だけあいぴあ泉南のおふろに入れていただいたそうあります。そして、再度願って車いすで中を見学させていただきたいと言えば、そういう障害の車に乗って中をうろうろされてもらっては困ると断られた。大変なことです。

これが泉南市の福祉という名のブラックホールなのか。対策はないのか。福祉を担当されている方が日夜努力されていることは、非常によくわかります。しかし、対応が少しでも悪ければ、そういう方たちは非常に嫌な思いをいたします。福祉を担当されている諸兄の方々、よろしくこの点もお願いしたいと思います。

大綱3点目は、環境問題であります。

昨年は12月に地球温暖化防止京都会議が開かれ、二酸化炭素などの温室効果ガス削減目標を盛り込んだ議定書が採択され、国内においても地球環境問題を身近に感じた年でありました。一方、厚生省が人体への影響がはっきりしないとして長い間放置されていたダイオキシンについて、生殖機能への影響、発がん性が指摘されるなど国際的なSOSが発せられたことをきっかけに、矢継ぎ早の緊急対策に乗り出した。ダイオキシン問題は、大量消費、大量廃棄という社会構造のもとに、焼却施設とか最終処分などの出口対策ばかりに目を向けていたツケが、ここへ来て一気に吹き出した感があります。

さて、今若い男性の精子数減少は、環境ホルモン、いわゆる内分泌攪乱化学物質との関係が注目されているが、大阪市内の不妊専門医が男性500人の精子数を調べた結果、若い男性ほど精子が減少していることがわかった。また、東京の武谷教授が9日に女性の子宮内膜症がふえていると発表されております。

食品や容器、医薬品、プラスチック材料など、日常生活のあらゆる分野に使われている環境ホルモンが、生殖異常などの深刻な影響を及ぼしている問題であります。今回公明が「環境ホルモン対策に関する緊急提言」で、汚染防止対策の早急な実施、土壌や水質などの環境や、乳幼児や胎児

を含めた人体への影響の緊急調査とともに、被害の拡大を未然に防ぐため、学校給食などでも使われているポリカーボネート製の食器や哺乳瓶、塩化ビニール製の玩具などの製造・販売の禁止が打ち出されております。

そこでお伺いいたしますが、学校給食の食器類は現在どのようなものを使っているのか、また対策はどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。また、小・中学校教育の現場で環境学習を行ってはどうか、提案しておきたいと思っております。

3点目は、泉南市のきれいな水、きれいな空気をダイオキシンから守るための条例を制定してはどうかと要望しておきたいと思っております。

4点目は、乳児と母親を対象に健康調査を実施してはどうか。また、土壌と水の検査をしていただきたいと思います。

5点目は、市民は環境問題には非常に関心を持っております。そこで、環境庁地球環境部が発行している環境家計簿を、泉南市として環境問題を市民に広くわかっていただくために、各家庭に配布してはどうかと思っております。また、環境ホルモンである塩素系プラスチックの対策をどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。これは、簡単に答弁の方もお聞かせ願いたいと思っております。ダイオキシンの説明は要りません。やるのかやらないのかだけで結構でございます。

最後に、大綱4点目は、不在者投票についてお伺いいたします。

昨年12月、投票環境を向上させるため公職選挙法が一部改正され、投票時間の延長や不在者投票の規制緩和が実現したが、不在者投票は申請するときに理由を細かく問いただされて不愉快だなどと、有権者に評判が悪かったが、あまり穏やかにすると不正をチェックできないことから、厳格に理由を確認をせざるを得なかったのだらうと思っておりますが、今回不在者投票ができる時間が午後8時までに延長されたが、高齢者への対応も急務であり、そこで泉南市には現在この本庁の1階の不在者投票の1カ所しかございません。そこで、この不在者投票所の増設も必要ではないかと思っております。また、現在、新家方面とかあるいは樽井方面が非常に人口がふえております。今の状態であれば、いわゆる投票所が非常に手狭で少ないとも伺っております。そこで、今後この新家方面あるいは樽井方面の投票所の増設を考えてはどうか、御所見を賜りたいと思っております。

以上、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様方の明快なる御答弁



をお願いいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、行財政改革をする決意ということでございますけども、私も今回の選挙戦におきまして、行財政改革を積極的に推進するというのを公約に掲げております。したがって、不退転の気持ちで取り組んでまいりたいと存じます。詳しい個々の御質問については、後ほど担当部局よりお答えを申し上げます。

それから、新しい項目として、今披瀝がありました環境ホルモンの問題でございますけども、御承知のように動物の体内に取り込まれた場合、正常なホルモン作用に影響を与える物質、いわゆる内分泌攪乱化学物質でございますけれども、これらについては、近年急に大変大きな問題というふうに提起されてきたところでございます。私どももこの問題に真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。私も今こういう「環境ホルモンの恐怖」というような本も出ておりますけども、今一生懸命勉強しておりますけども、環境庁から67物質がこの疑いがあるということで指定をされております。主に殺虫剤とか防腐剤とか除草剤等に使われている部分が大半でございますけども、披瀝ありました食器類ですね、このあたりもやはり非常に大きな疑いがあるということでございます。後ほど教育委員会から御答弁を申し上げたいと思います。

また、環境庁から出してあります環境家計簿の配布をしてはどうかということでございますけども、今般社会教育課の方で1つのテーマとして、この地球温暖化の問題について研修会、講習会を行うことといたしております。できればそれを契機に、まずモニター——あれはいただいても、なかなかつけるというのが大変な作業でございますので、当面モニターから始めたいなというふうに考えております。もちろん、啓発の方は広報等を通じて全世帯にPRをしてまいりたいというふうに思っておりますけども、我々の方もエコオフィス行動計画をこの4月1日から実施をいたしておりますので、重要性は十分認識をいたしているところでございますので、まずモニター制度から始めて、将来的にはすそ野を広げているんな各種団体、特に女性の皆さんに御理解をいただかないといけない部分がたくさんございますので、その環境家計簿の普及にも努めてまいりたいというふうに考

えております。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） まず、健康保険組合、共済組合の負担についてでございますが、個人負担率と市負担率の決定に当たりましては、関係団体であります大阪府市町村職員健康保険組合と大阪府市町村職員共済組合において審議の上、決定されることになってございます。

御指摘の個人負担率が民間に比較して低過ぎるのではないかということでございますが、現在関係組合におきまして、負担率のあり方について審議されていると聞いております。その結果を待ちまして、本市も対応してまいりたいと思っております。

参考に負担率を申しますと、議員御指摘のように、健康保険組合の市負担率が72.5、個人負担率が27.5、共済組合におきましては、若干一般職員の特別職との差がございますが、大体63から64%が市負担、そして個人負担が三十六、七%でございます。総額につきましては、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思っております。

次に、調整手当についてでございますが、地域別の官民給与の格差等の現状に照らしまして、各調査等によりまして職員に支給されている手当でございます。各地方自治体におきましては、国の支給基準がございまして、これは甲地、乙地等がございまして、それに準じて支給しているものであり、本市を初め大阪府下の各市町村におきましては、甲地の100分の10の支給率を採用しているのが現状でございます。この問題につきましては、支給率の改定につきましては、他市等の動向を勘案した中で、今後の検討課題であると認識してございます。

参考に申しますと、年間所要額が約2億8,000万でございます。

それと、超過勤務手当の課題についてでございますが、この件につきましては、削減に向けて鋭意努力しているところでございますが、その中で一定の減少を見てきているところでございますが、時には不測の事態と申しますか、災害の発生とか、また選挙事務、施策等によりまして、全体ではなかなか順次漸減しているという状況ではないのが事実でございます。

今後とも、事務事業の見直しや職員の適正配置に考慮しながら、超過勤務の内容の精査を一層強化して、縮減を図ってまいりたいと思っております。

す。議員御指摘の時間差とかフレックス、こういうふうな制度も確かにあるわけございまして、その辺も検討課題として考えさせていただきながら、この問題について対応していきたいと思っております。

それと、行革中での事務の効率的な運営という点で、各種いろんな制度と申しますか、それが最近先進的な都市なんかでは取り入れられてきているというのは、よく承知してございます。例えば、事務事業の評価につきましても、これは先進的なところでは、その新しい事務事業の評価のあり方について、試行的に採用しつつあるということは承知してございます。また、民間のいろんな活力の導入と申しますか、新しい制度といたしましては、P H I と言うんですか、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというふうな制度も取り入れを検討しつつあるということも承知してございます。

今後の市民サービスの向上に向けて、また事務効率の向上ということの課題につきましても、より鋭意検討をしていくことは、今後とも精力的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（巴里英一君） 津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 総合福祉センターについてお答え申し上げます。

泉南市総合福祉センターは、昨年7月1日にオープンしまして今月末で約1年を迎えるところでございます。市民の皆様や議員各位の御支援と御協力に支えられまして、予想を上回る多くの方々に利用していただき、大変うれしく思っているところでございます。オープンから今年の5月末までの11カ月で延べ7万9,000人の方々に御利用いただいたところでございます。

今先生御指摘のことについては、初めて私お聞きしたんでございますが、障害者デイサービスにつきましては、法的には18歳以上となっておりますが、今回のケースのように特別の事情のある方につきましては、入浴とか給食とか、定員管理にはいろいろ問題等はあると思ひますが、可能な限り柔軟に対応できるように検討してまいりたいと思ひますので、その辺をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 先ほどの環境問題についての中の学校給食で

の食器のことですが、ポリカーボネートは使用しておりません。ポリプロピレンというのを使用しております。ただ、おはしだけがポリカーボネートということで、これにつきましては、大変蒸気に弱いというように聞いておまして、乾燥の仕方を別枠で食器とは別にして扱っております。よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 奥和田議員の環境問題につきまして、私の方から御答弁申し上げます。端的に答えよとの御指示でございますので、そうさせていただきます。

まず、塩ビ系プラスチック類の分別のことですが、先般来、焼却炉の燃焼管理者または野焼き行為者に対しましては、プラスチック類は絶対に燃やさないでほしいと、分別の徹底を文書要請を行ってきたところでございます。また、市民に対しましても、広報紙による啓発も行ったところでございます。それと、行政といたしましては、平成12年度よりプラスチック容器等の分別に取りかかるわけでございますので、現在清掃事務組合、阪南市、泉南市の3者により協議いたしておるところでございます。

次に、ダイオキシン類の今後の調査についてでございますが、土壌調査につきましては、先般来御答弁申し上げてますとおり、6月25日に大阪府において泉南市の調査をするという予定になってございます。水質につきましては、現時点では予定はございません。次に、母乳調査につきましては、奥和田議員御指摘のとおり、厚生省が人体への影響調査に乗り出すということを決めてございますので、その結果を見守っていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 奥和田先生の不在者投票所の複数化と投票区の増設ということにつきまして、御答弁申し上げます。

不在者投票所の複数化につきましては、近隣市町村を見ますと、大阪府の南部で唯一堺市が本庁と支所の計2カ所を実施しております。それ以外のところは、本庁1カ所のみでございます。

本市に当てはめまして複数化ということを考えました場合、人員の配置

やあるいは実施体制、また施設の確保、それに配置のバランス等、クリアしなければならないいろんな問題があると思いますので、大変難しいと思います。

また、現在、不在者投票所は本庁1カ所で行っておりますけれども、選挙運動期間が不在者投票期間となりますので、期間的にもかなり長い期間を実施しております。特に、今回の公職選挙法の改正によりまして、時間的にも今まで以上かなり長時間にわたり実施することになりますので、本市におきましては、一応現状で一定の対応ができていると考えております。

しかしながら、御指摘いただきましたように、利便性ということも含めて、全体的な不在者投票の環境の向上の問題としてとらえました場合、複数化の問題につきましては、今後課題の1つとなり得るのかなと考えております。

また、投票所の増設の問題でございますけれども、以前から大きな投票所につきましては分割すればどうかという御指摘があったとも伺っておりますし、先日の総務常任委員協議会の中で、角谷先生からも一部御指摘いただきました。樽井並びに新家が大変大きくなってるので、分割したらどうかという御意見だと思っておりますけれども、かなり長い前からそういう御意見、御指示があったように伺っておりますけれども、今まで実現していないというのが現状でございます。

ただ、私がここでやります、やれないという問題にはならないと思っておりますので、今後選挙管理委員長の方にもお話しいたしまして、選挙管理委員会としての方向を決め、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） まず、行政改革の問題ですけれども、答弁がいただけなかった。なぜ隠すのかと不思議でしゃあない。これはやっтерることが悪いと思われて隠しているのかどうかね。なぜ隠すのか。今持ち合わせがありませんと。これ、もう早くから通告しているんです、これをやると。なぜ隠すのか。数字が言えないということは、どういうことなんですか、これは。いわゆる健保の問題、これも数字が言えない。あるいは調整手当の問題、これも数字が言えない。あるいは、現在残業が何ぼ——平成8年度やから去年、おととしの問題です、これ。これが言えないというのは、ど

うということなんですか。36協定があるから言えないのかどうか。残業はするだけしても結構ですという協定をしてるのかどうか。問題だと思います。この36協定のために言えないのかどうか。そんなこと関係ないと思います。

それで、この健保の問題です。健保の問題で、現在市が72.5%という考えられないものを負担している。これは税金です。この間、あるおじいさんの方が——無収入です。ところが、親の代から少しの土地を受け継いで、売ることができないという状況で、固定資産税で計算して、国民保険に最高額を払ってるんです。年間46万円という、市長と比べて3倍ほど払ってるんです。こんなことが——私は胸が痛みます。いいのかどうか、見直しの時期が来ているのかどうか。今この泉南市の中をずっと見渡して聞いてみても、会社と大体折半なんです。ここらが、人事院勧告から何のあれもないのかどうか。あるいは、今後こういう問題を市民の税金を使って、これだけの金額が要するというのをちょっと発表していただきたいと思うんですけどね、まず。

それから、調整手当の問題です。調整手当も10%の上乗せをされている。これもどういうことなのかね、その10%の調整手当をしてるとするのは。この金額は何ぼなのか。まず、それらをお聞かせ願いたいと思います。

それから、残業手当ですね。この残業手当が現在何ぼなのか。去年あるいはおとし、平成8年、平成9年は何ぼだったのか。年間大体ふえ続けていると思うんですけども、ここらはどうなのか、ちょっとお聞かせ願いたい。それからです。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 失礼いたしました。ちょっと資料を探すのと、また答弁漏れがございまして申しわけございません。

健保の負担総額でございますが、8年度で申しますと、これは嘱託、臨時職員を含みますが、負担金ですね。これが市負担でございますが、総額2億3,580万何がしということで、個人の掛金が8,885万2,000円ということでございます。

それと、市町村共済でございますが、8年度決算で、負担金が4億7,834万9,000円、それと掛金、これが個人負担でございますが、2億7,

289万7,000円という総額でございます。

それと、超勤の方でございますが、決算の統計で申しますと、6年度から申しますと、6年度が1億4,586万、7年度が1億3,915万1,000円、8年度が1億5,634万4,000円でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） まず、健保の問題ですけども、今後これを見直していく気はないのか、あるのか、お聞かせ願いたい。官民こぞって、この泉南市の今置かれた状況を行財政改革に向かって、これは官民力を合わせてやっていかなければならないのに、片方は収入が無収入やのに、大変な状況の中で国民健康保険を払ってる。あるいは、会社に勤めている方は、折半の状況で現在払っている。片やはその税金の中で、50年にわたってずっとこういう状況が続いている。よそがやっているから、うちもやっている。皆で渡れば怖くないという体制であれば、行財政改革なんかともできないと思いますね。

それから、調整手当の問題ですけども、この調整手当というのは何のためにあるのかどうか。この調整手当ですけども、これは地方公務員法の第14条、あるいは地方公務員法の24条の3、これに当てはめて、この解釈からいくと適当なのかどうか、まずお聞きしたい。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） まず、健保の問題でございますが、この負担割合につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、現在その組織の中で今後のあり方等につきまして検討をしてるということで聞いてございます。

この健保の一番もととなりますのが、この地方公務員の共済制度につきましては、地方公務員法の規定から出発しているものでございまして、それは国家公務員との均衡を図るところから発展してきているものでございます。その中で、大阪府におきましては、府下の市町村が構成する市町村健保組合ということで、数十年の歴史の経過があるという中での今の課題でございますので、この件は議員御指摘の意見も、私どもの1つのもとといたしまして参考にさせていただきますながら、これを構成する団体を審議をしていただけたらと、そういうふうに思っているところでございます。

それと、調整手当でございますが、これはまあいえば民間の賃金水準との均衡を図るといふことの目的でもって来てるものでございまして、先ほど申しましたように府下統一的になってきているわけでございますが、これの負担につきましては、地方公務員共済組合法によりまして、共済組合の事業に要する費用は組合員掛金と市負担分で賄い、負担割合がおのおの50%と定められておりますが、長期給付のうち、公務による傷害年金や遺族年金の給付原資につきましては全額が市負担であることから、結果として個人負担より市負担の方が多くなってきておるといふのが現状でございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今、健保の問題でわかったようなわからんような答弁でございましたけども、いろいろ事情があると思えますけども、例えば西宮市では見直してるんです。他市でも現在見直しつつあるんです。そういうところがふえてるんです。西宮市では、平成10年度では2億5,000万を削減してるんです、この健保の問題で。それから、調整手当ですけども、地公法の14条あるいは24条の3、これに当てはまるのかどうか。

今泉南市を取り巻く状況は、非常に厳しいものがあります。失業者がどんどんふえております。その日の生活ができにくい方たちも現在おります。平均賃金がどんどん下がってます、今。泉南市の平均賃金は幾らなのですか。その10%を上乗せしたら何ぼになるんですか。これを一遍読み上げてください。14条と24条の3を読み上げてください、一遍。これに当てはまるのかどうか。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 済みません。今ちょっと手元にございませんで、即取り寄せます。

第14条でございますが、「地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない。」。

それから、24条の3でございますが、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」。

以上でございます。



議長（巴里英一君） 奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 今読み上げて、泉南市の調整手当が現在支給されているけども、これがええなと思いますか。これでいいんだと思いますか。今読み上げて、大体わかりましたか。ただ、読み上げたただけですか。大体把握しましたか。これでこの逼迫した泉南市の財政の中で、職員一人一人が今泉南市が置かれた状況を、一人一人が行財政改革に力を入れていかなければならないという行政指導をしてるのかどうか、指導してるのかどうか。

今、平均賃金がどんと下がってるんです。民間で働いている方たちは大変な生活で、ただ雇用するだけが大変な状況で、いつ首になるかわからないような状態で働いてるんです。聞くところによると、何十年と働いて、減らされて現在十五、六万の方もいらっしゃるんです、現実に。職員の平均は幾らなのか。調整手当をつけずに、幾らなのか。いわゆる給料と給与の両方をちょっと参考のためにお聞かせ願いたい。特別職のもお願いします。

議長（巴里英一君） 答弁急いでください。

〔奥和田好吉君「特別職のものも——今読み上げたやろ。通告してある、ちゃんと」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 申しわけございません。ちょっと今手元にございませんので、後ほどお答えします。

〔奥和田好吉君「あんたたちね、やる気があるのかないのか、行財政改革を言うてるだけなのか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 挙手してください。奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） これね、ちょっと整理してください、議長。こういう状態で時間ばかり取られたら、私やろうと思うてることができない。これ、休憩をちょっととって整理してください。お願いします。

議長（巴里英一君） あと4分ですが。

〔奥和田好吉君「あと4分で、こんなことばかりで休憩されて、答弁が完全にとまってもうて、あなたたちはそういう延ばし延ばしで、理事者にちょっと言うてください、それ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それでは、理事者も少し数字的なものでございますか

ら、休憩いたします。1時15分まで休憩いたします。奥和田議員の時間の残り時間4分でございます。

午後0時 1分 休憩

午後1時17分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） あと4分なので、何もできません。答弁やっていたって、答弁のみで終わってしまうと思います。したがって、答弁は要りませんが、資料だけをいただきたいと思います。調整手当の総額が何ぼなのか、市長を含める特別職のいわゆる調整手当は同じく10%なのかどうか。この調整手当の特別職の市長、助役、収入役、教育長等の10%の上乗せのその金額が幾らなのか。それから、残業手当のあれが幾らなのか。それから、市が72.5%出している健保のこれらの資料もいただきたいと思います。

市長、これね、市長は非常に耳が痛かっただろうと思いますけども、行財政改革をやっていこうと思ったら、非常に耳の痛いこともしっかりと聞いていただいて、きちっと受けとめていただいて、この問題を処理していただきたいと思います。

調整手当についても、各職員の給料の中に含まれておりますので、急に減らせと言うたかて、これは無理な話だと思います。徐々にこれを見直していかなければならないと思います。この調整手当というのは、第14条あるいは24条の3の中に載っているように、地域の民間企業のそういう職員の方たちの給料に合わせて見直していきなさいということが一部あったと思います、先ほどの中にもね。今、民間の企業というのは大変な状況で、給料が下がってるところが何ぼでもあります。あるいは失業でどこも働けないというのが、雇用していただくのが何とかできるというのがそこらにあります。

職員の給料が少なかった時代というのがあります。そのときに調整手当が出たんやけども、反対に今職員の方の方がどんと給料が上がって、民間の方が下がってるわけなんです。普通では、これは合わさなあかんの、なおかつ上乗せの10%のいわゆる調整手当をそのままいってるというのは、やっぱり一定の見直しも必要だろうと思います。ここらのところを徐々に――すぐにせいと言うたって無理な話やから、徐々に徐々に話し合い

の上でやっていただきたいと思います。

それから、健保の問題ですけれども、この健保の問題も、72.5%も市民の税金で市が負担していくというのも、やはり見直しの時期が来ているんじゃないかと思います。

それから、残業手当の問題ですけれども、この残業手当だけが何億という形のものが、1億数千万が減らないというのもおかしい話です。先ほど言ったように、フレックスタイム、いわゆる時間をずらして、そういう形のものをとっていけば、徐々に減ってくるんじゃないかと思います。

ここらのところを市長、しっかりと受けとめていただいております。普通、市長を含めての特別職が給料になおかつ10%上乘せするというのは、世間一般の常識から考えて、これは非常におかしいんじゃないかと思います。現在の大変な状況の中で、行財政改革をやっていこうと思えば、ここらもしっかりと受けとめながら、命をかけて行財政改革をやっていただきたいと思います。

ちょうど時間となりましたので、以上で終わります。

議長（巴里英一君） 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

次に、12番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

12番（真砂 満君） お疲れさまでございます。民主清和クラブの真砂満でございます。今議会より清和会から分家をいたしまして、同僚の北出議員とともに新しく会派を結成いたしましたので、ひとつよろしく願い申し上げます。

質問に入らしていただきます前に、5月の市長選挙におかれまして再選をされました向井市長に対しまして、心よりお祝いを申し上げます。またともに、向こう4年間、6万4,000市民のために公正、公平、そしてまた清潔な市政運営を引き続き行っていただけますよう切にお願いをしますのでございます。

また、一昨日より無投票再選につきまして言及をなされておられました議員さんもおられたようでありますけれども、私は過去の市長選挙におきまして、まちを二分するような激しい選挙をされてきた現実を見まして、またそのことが原因でいろんなところで市政の運営に足を引っ張ってきた事実を見てまいりまして、非常に残念に感じていたところであります。

今回、幸いにして対抗馬もなく無投票当選ということになりました。一

面では選択肢がなかったということで、残念に感じられておられる方々もおられるかも知れませんが、私は今ほんとに厳しい財政事情の中、21世紀を目前に控えてこれからの泉南市のために6万市民が力を合わせて頑張っていかなければいけない時期に、無投票ということで向井市長を先頭に一丸となって再建のために努力をしていく、その必要性があるのではないかというふうに思っております。議会人としてもそのことを十分肝に銘じて、議会の中で活動してまいりたいというふうに考えているところでございます。

早速でございますが、通告に基づきまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、女性問題、特に女性相談についてお伺いをさせていただきます。

今、女性を取り巻く社会環境は、大きく変化をしています。例えば、女性就労の拡大、ライフスタイルの変化、また地域社会の変化や男女平等参画社会への実現という時代要請の背景等々によるものだと思います。そういった中、育児、健康、就労、社会生活等さまざまな面において、多様な女性相談ニーズが発生しているところであります。

泉南市では、平成8年12月議会におきまして、私の質問に対し、専門的かつ総合的相談窓口設置の約束をしていただき、平成9年度より新規事業として女性相談を実施されているところであります。平成9年度から10年度における女性相談の現況並びに実績はどうなのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

また、必要な市民サービスの向上という観点から、今後の多様な女性相談ニーズへの対応策をどのようにお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

大綱2点目は、水道問題の水質検査についてお尋ねをさせていただきま

す。

近年、河川の汚染が進み、海の汚れも深刻になる中、私たち市民の間では、水道水の水質に対する関心と不安が高まっています。実際に私の家でもそうですが、各家庭での浄水器の普及や水商品の爆発的な売り上げ増加を見ても、そのあらわれの1つであろうかと思えます。

さて、1996年4月、埼玉県のある市において水道水から泡が出る事

故が発生をし、その原因が非イオン界面活性剤であることが判明いたしました。また、神奈川県の河川からも多量の非イオン界面活性剤が検出されたとの新聞報道がなされています。申すまでもなく非イオン界面活性剤は、既に家庭用合成洗剤の4割以上を占め、発がん性を初めさまざまな毒性が疑われており、その危険性は人体や水環境へ大きな影響を与えるものと思われま

す。そこで、お伺いをしたいわけではありますが、1点目に、上水及び原水について、定期的な非イオン界面活性剤の検査をされておられるのかどうか、また過去にされた実績があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

2つ目には、検査をされたとするならば、その結果はどうであったのか、お尋ねをさせていただきたいと思

います。3点目に、ダイオキシン類の問題についてお伺いをします。

今議会におきましても、私以外にも多くの議員の皆さんが質問されていることを見ても明らかなように、今日ダイオキシン類問題は、市民の間でも大きな不安となっています。能勢町のごみ焼却場であります豊能郡美化センター周辺で高濃度のダイオキシンが検出をされ、新聞、テレビ等のマスコミの報道で発がん性や生殖障害などの問題指摘等で、その不安は一層増幅されております。また、ダイオキシンに効く薬だとかダイオキシン測定分析に対する談合問題も惹起するに至ったわけ

であります。そのような状況の中、何点かにわたり質問をさせていただき予定でありましたが、既に用意をいたしておりました項目を先になされておりますので、ダブらないように絞ってお伺いをさせていただきたいと思

います。1点目は、泉南市では夏と冬の調査で大きな差があったとはいえ、平均数値は高い位置にあることに違いはありません。まず、そのことについてどのように見解をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、やはり発生原因の糾明であろうと思

いますが、どのよう調査をなされているのか、明らかにしていただきたいと思います。3点目は、清掃工場、また野焼きが原因ではと素人考えで思うわけ

大綱 4 点目の消防問題について、お伺いをさせていただきます。

「消防署はどうなってんの」との声が強まっています。新聞報道で大きく 119 番不通の記事が掲載をされ、見出しだけを見るとそのことで男性が死亡したとなっています。また、この事故の原因究明が明らかにならない時期に今度は盗難事件が報道され、何 1 つ事実関係がわからない市民にとって、不安感と不信感が募るのもやむを得ないと言わざるを得ません。警察署と並んで市民の生活と命と財産を守る行政機関として、消防署への期待感をはかり知れないものがあります。当然、消防長を初めとする職員一同、そのことを十分肝に銘じ、日々当務を遂行されておられることだろうと思っただけに残念であります。盗難事件は警察の方にお任せするにしても、119 番がかからないという事故は、緊急を要する場合を考えると大きな問題であり、原因究明はもとより対策強化を図る必要があります。

いずれにしましても、事故発生以来今日まで、私どもを含め市民の皆さんに経過並びに原因、対策等、何 1 つ明らかにされないままになっているわけであります。このことについてどう思われているのか、またどのように処理をされようと考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

最後に、大綱 5 点目の住宅問題についてお尋ねをします。

まずは、建てかえ、払い下げ問題についてお伺いします。

議会のたび、また今議会でもそうですが、質問者の質疑を聞くたびに思います。結論がいずれになるにしても、もういいかげんに結果といいますか、答えを出していかなければ、70 戸の入居者はもちろんのこと、公営住宅を希望している市民の皆さんも、そしてまた市行政も不幸であると思われてなりません。前を向いて進んでいるのかなと思えば、またもとへ戻る。円満解決に向け、双方が信頼関係の上に立って話し合いが持たれているのかと思えば、実はそうではない。行政は行政で、例えばヒアリング 1 つをとってみても、結果として何もできていない。ほんとにそんなことでいいのでしょうか、解決ができるのでしょうか。

担当者は口に出してるのかどうかは私にはわかりませんが、もう自分たちの限界だ、あとはトップで政治判断を、という思いが実際のところあるのではないのかなというふうに最近感じているところであります。

私もそういう思いがありまして、さきの議会で選挙前の市長に、政治決着をとということを訴えてまいったところでもあります。

この問題について質問をしていきますと、私自身もまた同じことの繰り返しになりそうなので、本当にこの問題についてどうするのか、それだけのお答えをいただきたいというふうに思います。

また、本年4月より、市営住宅としてさまざまな問題点を抱えている新公営住宅法による新家賃導入について、お伺いをいたします。

私は、この壇上での質問の中でもこの問題を取り上げさしていただき、御答弁をいただきました。この4月からされるというふうにお答えをいただいております。現状はどうか、今の現状と法と差があるなら、そのことはなぜなのか、そして今後どうするつもりなのか、端的に聞いておきたいというふうに思います。

以上、大綱5点についてお伺いをさしていただきました。理事者の皆さん方におかれましては、簡単明瞭にお答えをいただきたいというふうに思います。ひとつよろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、女性問題でございますけども、ご承知のように本市におきましては、固定的な性別役割分業意識を見直し、男女共同参画型社会を実現するために、せんなん女性プランに基づきまして、女性問題の教育・啓発、女性の就労支援、女性の健康の保持・増進等、多様な視点から施策の推進に努めているところでございます。

さて、近年女性を取り巻く社会環境は大きく変化し、育児、健康、就労、社会生活等、さまざまな面におきまして多様な相談ニーズへの適切な対応が必要でございます。平成8年第4回定例会におきまして、真砂議員からも御提案をいただき、平成9年度より専門カウンセラーによります相談窓口を開設したところでございます。

細かい実績は後ほど担当より答弁させますが、私の方からは、この相談が非常に好評であるということ踏まえて、今後どう充実をしていくのかということにつきまして、御答弁を申し上げます。

御指摘いただきましたように、大変相談者が多うございまして、一部待機をお願いしているというふうな状況でもございます。したがって、

相談体制の拡充が必要であるというふうに認識をしております、相談員、先生の御都合もあろうかというふうに思いますが、ぜひお願いをして早期にこの相談日をふやしていきたい。そして待機の解消、あるいはなかなか一度で解決する問題ではありませんので、継続して相談業務を受けられるような体制にしていきたいと思いますというふうに考えております。

それから、市営住宅の問題につきましては、政治的判断は既にいたしております、建てかえをするということを申し上げております。ただ、その中で、当然入居者の皆さんの御理解も得ていただかなければいけませんので、その中身の問題として、いろいろ協議をさせていただいてるということでございます。その間、新公営住宅法が制定されまじたり、建てかえ倍率が緩和されたり、あるいは新しい制度として、定期借地権住宅等の公的住宅への導入ということも可能となってまいっておりますので、そういう制度も含めて御相談をしたい、しておるということでございます。

したがって、今後ともそういう面での協議を積極的に行いまして、できるだけ円満なといいますか、御理解のいただけるような内容で進めていければというふうに考えているところでございます。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 水道水の水質検査につきまして、御答弁を申し上げます。

水道水の水質検査につきましては、厚生省令の規定によりまして、46の項目につきまして検査を鋭意実施しております。議員の御質問の非イオン界面活性剤の検査につきましては、法の規定する検査基準項目ではございませんけれども、水道水の発泡というんですか、泡なんですけれども、そういうものに関しまして参考項目としまして実施をしております。実施の年度につきましては、平成9年度です。回数は1回でございます。上水、原水、両方検査を実施しております。また、その検査の結果でございますけれども、定量限界値内ということでありまして、影響はないという結果でございました。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の御質問のうち、ダイオキシン問題について私の方から御答弁申し上げます。



ダイオキシン問題については、昨日、また一昨日より御論議願っておるわけですが、昨年大阪府が調査しました結果につきましては、夏季が1.9ピコグラム、また冬季につきましては0.16ピコグラムとなっております。議員御指摘のとおり、平均いたしますと1.0ピコグラムとなっております。今なお基準値を若干オーバーしておるわけですが、これらの数値につきましては、担当といたしまして一喜一憂することなく、長期的に調査を継続して行っていきたい、このように考えておるところでございます。

また、2点目の発生源対策でございますが、一般的には発生源といたしましては、一般廃棄物焼却施設が約80%と推定されてございますが、本市に当てはめますと、我が方と阪南市で一部事務組合を組織いたしております。泉南清掃事務組合がございまして、その組合での測定結果につきましては、平成8年11月が2.3ナノグラム、また平成10年2月の調査は5.4ナノグラムでございました。

このような観点から、この数値にいたしましては、環境庁の基準を大幅に下回っておるというんでしょうか、クリアいたしております。私どもでは特定の発生源と現在思っておらないわけですが、大気中につきましては、発生源の特定は大変難しいのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

また、3点目の野焼きについての御質問でございますが、私どもは屋外燃焼行為者約20件に対しましては、現在まで行政指導を行ってきたところでございます。その中で、行政指導を無視するというんでしょうか、余り聞き入れられない行為者も若干あったわけですが、悪質な業者につきましては、先般、大阪府警本部より府の環境整備課へ出向されました職員とともに強く行政指導を行った結果、直ちに野焼き行為を中止された実績がございまして。

このような観点から、これからも私どもの行政指導に従わない行為者に対しては、大阪府の協力のもと、先日同様の対応を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 吉野人権推進部次長。

人権推進部次長（吉野木男君） 真砂議員御質問の女性相談の実績と現況につきまして、御答弁させていただきます。

まず、相談制度でございますが、第2水曜日、第2金曜日という形で、それぞれ6時から9時、1時から4時の3時間、計6時間という体制で、お一方1時間というめどでスタートを切っております。

平成9年度の実績でございますが、約70件の相談を受けております。平成10年度、現況でございますが、8月まで予約が入ってるという状況で、まあいえば迅速な対応というんですか、に十分対応し切れてない現況がございます。そのことの解決策につきましては、先ほど市長の方から御答弁いただいたかと思えます。

以上が現況と実績ということですので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） 真砂議員の御質問に御答弁申し上げます前に、今回の新聞報道の一連の事案につきまして、市民、議員の皆様方に大変迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。では、真砂議員御質問の件についてお答えいたします。

指令装置購入業者に保守点検を依頼し、原因を調査するも発見できませんでした。また、N T Tにも119番回線等にも故障があったかという事情聴取をいたしましたところ、正常に運用されていたとのことであります。

今実施しております対策は、指令装置にトラブルが発生しても、119番回線が受信できるような事故防止対策をとっているところでございます。この119番事故防止対策の市民の皆さんへの周知方についてでありますけれども、広報紙への掲載等を検討しております。

第2点目の消防庁舎内での盗難事件についてでございますけれども、被害を受けた職員が泉南警察に被害届を出して、現在捜査続行中でございます。この件につきましても、自己管理の徹底、公務員觀念の自覚を再確認するよう依命示達を行い、全力で市民の期待にこたえる覚悟でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から真砂議員の質問のうち、新公営住宅法による家賃の導入の関係について御答弁をさせていただきます。

新公営住宅法によります家賃の導入でございますけれども、平成10年4月1日から導入ということになっております。ただ、この家賃の導入につきましては、激変緩和措置という制度がございまして、一般向け住宅に

つきましては、平成10年の4月1日実施で3年間の激変緩和というふうになっております。それと、地域改善向け住宅につきましては、負担調整の期間が7年間ということになっておりまして、その期間についての実施時期については、7年間の間でこの新公営住宅法に基づく家賃に上げなさいということがございますので、地域改善住宅につきましては、昨年9月から家賃の値上げをさしていただいたわけでございますけれども、若干値上げ率が高かったという件もございまして、1年おくれという形で11年度の4月1日からその激変緩和措置に基づいて、11年度からですから6年間という形になるかと思っておりますけれども、段階的に値上げをしてまいりたいということで考えておるところでございます。

なお、この制度の説明につきましては、きめ細かく説明をということで、説明について足りなかったということで、我々としては反省をしてるところでございますが、今後この実施に向けては、十分周知徹底を図った中で実施をさしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 一通り御回答をいただきましたので、自席の方から再質問をさしていただきたいと思っております。まず、順を追ってさせていただきますので、ひとつよろしく願いをいたします。

まず、女性相談の件でありますけれども、非常に前向きに御答弁をいただきまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。御答弁の方でもありましたように、非常に待機者が多いということでもあります。一方では、相談人気があるということは喜ばしいのかどうか、その辺もちょっと問題は問題だろうというふうに思うんですけれども、相談をされる側としては、一日でも早くそういった相談を求めるということでもありますから、行政といたしましても、前向きな御答弁をいただきましたことでもありますけれども、一日でも早く拡充をしていただきますようお願いをしたいと思いますというふうに思います。それで、女性問題についてはお願いということで、よろしく願います。

次に、水道の水質検査についてお伺いをしたいと思うんですけれども、壇上でも言いましたように、私の家では浄水器を二十数万円かけてつけたというふうに家内から聞いたわけなんですけれども、今部長級以上の方が

ここにおられますけれども、家庭で浄水器をつけておられる方はおられますか。おられたら、よかったら挙手をしていただきたいと思いますけど。浄水器か何か、そんな関係つけておられませんか。おられますか。——おられない。結構少ないんですね。家庭ではほとんどついてるように聞きます。特に夏場を控えて、やはりいろんな関係であるというふうに聞いているんですけども、さすがに上層部ですから、泉南市の水はおいしいということかどうかわかりませんが、つけておられないようで、ちょっと私が思ってたのより違いましたけれども。

一般では、非常に関心を持ってるといいますか、いろいろ言われておりますし、特に今ダイオキシン類の問題になると、水も危ないんと違うかというような話まで出てきておりまして、いろんな関心を持っておられます。

今回、取り上げさしていただきました非イオン界面活性剤の問題でありますけれども、これはさきにも言いましたように、新聞報道があって、合成洗剤をなくそうという運動の中から、やはり非イオンだけではなくて、陰イオン、それでまた両方のイオン、界面活性剤、いろいろあるわけなんですけれども、そういったことをすべてなくしていかなければ、なかなかおいしい水、安心な水ができないという運動がされているわけであります。

今回、そんなこともあったかどうかかわかりませんが、既に泉南市の水道部の方では調査をされ、現実に検査結果の方も別段異常がなかったということでございますけども、これは引き続いてされる用意があるのかどうか、まず最初にお伺いをしときたいなと思うんですが、いかがですか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 御指摘の非イオン界面活性剤の検査につきましては、今後も年1回程度実施をやっていきたいと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） ぜひとも、引き続いて検査体制をとっていただきたいなというふうに思うんです。

これは、大阪府環境保健部環境衛生課水道係から担当課あてに事務連絡も入っているかというふうに思うんですけれども、府立の公衆衛生研究所でそういった検査体制をもう既にとったという報告なり、また新聞報道でも出てましたように、泡立ちの原因として、非イオン界面活性剤が考えら

れるということもあって、影響の参考資料になるので、できたら活用するようにというような話もあるようでございます。確かに、今部長が御答弁いただきましたように、検査項目の46項目には入っていないということも承知をしてるわけなんですけれども、入っていないからといってしないのではなくて、やはり安全な水、おいしい水を確保するという目的がございますので、ぜひともしていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、やはり合成洗剤の関係で、非とか陰とか陽とかいろいろイオン類がありますけれども、やはりもとになっているのは合成洗剤だというふうに思います。幾ら水道部の方でそういう検査体制なり除去の方に力を注いでましても、実際取る水が汚れておればどうにもならないわけでありますから、その辺はまた私は、これはちょっと水道部と部署は変わりますけれども、市民生活部の方の小型合併浄化槽の推進とあわせて、やはり連携をとりながらやっていただかなければいけないというふうに思うわけです。そのあたりについて、水道部から市民生活部に対しましてそういった要請が今日まであったのかどうか、また市民生活部としては、水道部からそういった意向を受けて、小型合併の推進にどのように反映をされたのかどうか、ありましたらお答えをいただきたいなと思うんです。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 議員御質問の市民生活部の方に、合併浄化槽の促進について水道部の方から協議をしたかどうかという件につきましては、現在までにつきましては、協議をした経験はございません。しかし、今後につきましては、市民生活部の方と協議をしまして、合併浄化槽の促進について水道部も協力をしたいと、こういうふうに考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 水道部からの答えがそうだったので、市民生活部のお答えはいただかなくても同じ答えだというふうにわかっておりますので、結構でございます。いずれにしても、水道部は水道部、市民生活部は市民生活部、その殻だけでやるのではなくて、やはりトータル的に行政としてやっていただきたいなというふうに思います。検査の方は続いてよろしくお願いをしときたいと思います。

3点目のダイオキシン類の問題でございますけれども、ほかとダブリま

すので、私は野焼きに限定をして再質をさしていただきたいと思うんです。やはりなかなか行政指導を聞いていただけない。最近、言い方は非常に悪いかもわかりませんが、なめてかかっているような部分があって、行政の方もお願いに行くというぐらいの権限しか持っていないと、私はこの辺が非常に問題ではないのかなというふうに思っているんです。立場というか、そういう力関係でありますから、行く側も弱気、聞く側は強気ですから、一向にそういった現実がなくならないと。泉南市、私の住んでいる近くでもそのようなことがたび重なってあって、今部長が答弁していただいたように、権限を持っている方が行くとびたっとやまると、そういった現実があるわけです。その辺について、市民生活部長としてどういったお考えなのか、そういった現実を目の当たりにして、部長として今後どうしていきたいのか、お答えをいただきたいなと思うんですが。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の再度の質問で野焼き対策についてでございますが、議員御指摘のとおり、私ども環境整備課の職員が現場に急行いたしまして、野焼き等の中止を指導するわけでございますが、当然現場に行ったときにはやめていただくわけでございますが、また明る日とか、職員が帰った後とか、燃やす事例が多々あったわけでございますが、私どもも大変悔しい思いをしてきたわけでございますが、何分これについての所管が大阪府の環境整備の方でやってございまして、先ほど御答弁申し上げましたように、今後は大阪府の担当職員ともども、強力に行政指導を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） お答えをいただいたことで結構かと思うんですけども、やはり私はほかの議員さんの質疑を聞いてましてもそうなんでしょうけども、9時 - 5時の我々が勤務する時間帯にはなかなかなくて、早朝であるとか夜間であるとか、また休日であるとか、そういった中で火をつけて燃やされることが多いというふうに思います。また、焼く側としても、そのときをねらった方が焼きやすいというか、そうだというふうに思います。ですから、大阪府の管轄であるということも十分わかってるんですけども、やはり対応するのが地元の行政でありますから、そこらあたりが

非常に矛盾を感じるわけなんですよね。地元でいながら、地元のことを権限を持たずして行政に携わらないかんとということでもありますから、私は担当部署としては、大きくなると法律改正ということにはなってくるかというふうに思うんですけれども、そういったことをしていかなければ、なかなか繰り返し繰り返しで、現実、市民としての生活といたしますか、そのことを考えると、被害だけ市民が受けると、結果としてですね。そういうことであれば、結果として根本的な問題解決にはならないというふうに思っているんですよ。

そこらは部長として、もっと別に泉南市だけじゃなくして、府なり国なり、改正をしていくという姿勢を出していただきたいなと思いますし、そこに力を注いでいただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の再度の御質問ですが、議員御指摘のとおり、府並びに国の方には強く要望してまいりたいと、かように考えてございます。

また、この6月17日からでございますが、産業廃棄物の処理に関する要綱が変わりまして、木くずとか、いわゆる建設系廃棄物につきましては、すべて産業廃棄物の扱いとなっております。これによりますと、建設工事及び建設廃棄物の処理にかかわる工事関係者として、発注者、下請業者及び処理業者等にもその立場に応じた責務を果たすことを求めてございます。総合的な建設廃棄物の減量化の推進と適正処理の確保を図っていくことをねらいとしておりまして、現時点での推計でございますが、約5割程度が少なくなるのではなかろうかと大阪府の方で見えておりますので、今後は近隣各都市の状況も勘案しながら、我が方の対応も検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 6月の17日から要綱が変わって、産廃の方が拡大をされていくということであるようでありますけれども、産廃は当然管轄は府になってくるわけですから、余計に目が届きにくい、物が言いにくいということになりますから、さきに御答弁いただきました事柄ですね、積極的に対応していただきたいなというふうに思います。

それと、一昨日からの部長の答弁で1つだけ気になっていたことがありますので、意見だけ述べさせていただきたいと思うんですけども、一部事務組合、泉南清掃事務組合の関連で何点か質問が出ておまして、部長の方から答弁をいただいているんですけども、私の方から指摘項目を清掃組合の方に伝えるということで、答弁がそこで終わってしまっておりますけれども、やはり我々は泉南市に住んでまして、そこで議員を務めさせていただいております。事務組合の議会もありますけれども、一部事務組合方式の弊害というふうにならないように、ぜひとも気をつけていただきたいなというふうに思います。

それと同時に、やはり伝えるときには、当然、「こんなん言うてるよ」だけではなくて、部長としての、市としての1つの答えをきちっと持って清掃組合の方に伝えて、それを実行させていくということが大事なんで、その辺はもちろんのことだというふうに思っておりますけれども、ひとつよろしく願いしときます。ちょっとそのことだけについて、簡単で結構です。御答弁いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の再度の御質問で清掃事務組合の件で、私、答弁では、事務組合の局長に私の方から伝えるとか、よく答弁させていただくわけですが、何分一部事務組合につきましては、特別地方公共団体でありまして、泉南市の一部長といえども、若干越権行為になるのではなからうかというようなところも危惧しておるわけですが、今真砂議員から御指摘いただいた件につきましては、私もただ伝えるだけではなくに、十分本議会での議論を事務組合の局長に認識していただけるようやってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 結構でございます。ちょっと違うなと思ったんですけども、それはまた今度にいたします。

次に消防の問題、とりわけ新聞報道にかかわってございましたけれども、今回冒頭に消防長の方から、市民向けといいますか、おわびの言葉をいただいたので、結構かというふうに思います。ただ、壇上でも言いまし



たように、マスコミがあのような形で報道されて、一市民とすれば、問題提起だけポツと投げかけて、後はもう何の情報も入ってこない。議員を通じては入るかもわかりませんが、結果どないなっただんやと。ほんまにどうなったんかわからないということがあって、不安で仕方がない。不信感も募ってきてるということでありますから、やはり原因の究明、対策というのはきちっとしていただいて、そのことはやっぱり明らかにしていただかないけないのではないかなというふうに思ってます。

消防長の方から公表というか、明らかにされるというような見解を出されておりますし、現在のところまだきちっとした、ここが原因だということが出ていないようであります。その間で対策もされているというふうに、答弁としていただいておりますので、それはそれで結構かと思えますけれども、やはりそういった事故が発生をして、市民が不安にならないようにぜひとも気をつけていただきたいなというふうにも思うわけであります。

それと、若干ずれますけれども、公室の方にお伺いします。別に消防に限ってではなくて、行政全般について、各市でもいろんな不祥事とかいろんな事柄、事故が起こっておりますけれども、こういった関連する内容です、市に対する。そういった事故なり事件なりについて集約なり、またその他市で起こったことを泉南市でどういうふうに生かしていくんかということが非常に大事だと思ってるんですけれども、そのことはどういうふうになされてるのか、お聞かせをいただきたいなと思うんですけれども。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 市、いわゆる公務員のあるべき姿というんですか、当然市民に不信感を与えるようなことがあってはならないわけでございます、それは常に市内部だけでなしに、世間一般、いわゆる他市の状況、そういうふうな問題点とか新聞報道が起こった場合、やはりそれを他山の石としまして、我々の日常業務に参考というんですか、あってはならないということで、それを関係部課なりに周知するとか、そういう点を今後とも行っていく中で、市民サービスの向上につなげていきたいと思うわけでございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 答弁はそれで結構なんでしょうけれども、実際最近でも起こってますよね。そのことで現実に何かされた事例、近々にあったら、

どういうふうな方法で、どういうようなやり方で、どこまでの範囲でそういうことをされたのか、内容も含めて、あれば教えていただきたいんですけども、ないんじゃないかなと思うんですよ。本会議場でそうやってきれいな答弁はされるんですけど、現実されてなかったら一緒なんですよ、私が思うのは。口先だけ何ほきれいなことを言うてもあかん。中身をきちっとやらなあかんと思うんですよ。そこらはどうですか。

議長（巴里英一君） 真砂君に申し上げます。通告では入っておりませんが、余りその範囲まで広げますと、ちょっと逸脱ということに考えられますので。それでは市長の方から。向井市長。

市長（向井通彦君） 他市でのいろいろな不祥事、あるいは新しい施策ですね。そういうものがあつた場合には、できるだけ連絡——毎週1回調整会議を行っておりますので、気づいた職員から、あるいは私から直接、これは全職員ではございませんが、幹部職員にその旨を伝え、特に不祥事関係については、こういうことが他市であつたということで十分注意をするようにということと、新しい施策とか新しい情報、これも知り得る限りのことについて、我々の方がまだそういうことをやっておらない、参考になるということについては、伝達もいたしております。

今回の経緯も踏まえまして、さらにいろいろな機会を通じて、できるだけ再発のないように努めてまいりたいと存じております。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 議長からも注意をいただきましたので、もどに戻りたいと思いますけども、消防長の方におかれましては、連日いろいろな対応、議会の対応も含めて、そうなんでしょうけれども、非常に大変な御苦労だと思います。きちっと原因究明をしていただいて、そういった対応だけに追われるのではなく、当務に支障のないようにしていただきたいなというふうに思います。

それと最後に、時間の関係もございますので、住宅の問題に入らしていただきたいと思います。

新公営住宅法の関係でございますけれども、部長から御答弁をいただきましたけども、私が議会の中で質問させていただいてお答えをいただいた内容と、現実はやはり違うと思うんですよ。今、激変緩和措置ということ、それはもう答弁をいただいておりますけれども、これはどうなんですか。

期間3年、同和向け住宅は7年ということも前に聞いておりますけれども、これは例えば1年ずれたらその期間もずれるんですか。短くなるだけなんですか、どちらなんですか。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 3年と7年でございますけれども、一般向け住宅については平成10年から3年ということで、この期間は固定でございます。最終もですね。地域改善向け住宅についても7年間は固定なんですけれども、実施時期については固定ではないわけなんです、要するに通達で。だから、実施時期は10年度の4月1日に実施をしてもいいし、7年後に一度に上げてもいいという運用なんです。ただ、そういうことになると、一度に家賃が急激に上がるということがございますので、当然段階的に上げていくのが一番いいだろうという考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、昨年9月の家賃の値上げ率がちょっと高かったということの関係もございまして、1年間だけずらさしていただいたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 結果は一緒なんだと思うんですけども、同和向け住宅は横へ置いておきまして、この4月から上げるか平成13年から上げるかの違いですよね。ですから、1年間ずらしても、平成13年度からは正規といいますか、その金額の家賃をいただくということになるわけですよね。じゃ、ないんですか。11年から実施したら、3年間の緩和期間があるということですか。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。時間もありませんので。

事業部長（中谷 弘君） 今、真砂議員の方から、平成13年の関係を言われましたけども、これは一般向け住宅の3年間のことだと思いますけども、一般向け住宅につきましては、平成10年度で負担調整率が25%、平成11年度で50%になります。12年度で75%、それから13年度で法律に定まった家賃まで上がるという形になります。ただ、地域改善はちょっと運用が違いますので……（真砂 満君「だから、ずれたらどうなるのと聞いている」と呼ぶ）ずれても最終は地域改善も最初7年間、8年目で100%という形になります。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 22分でしたっけ、議長。21分ですか、22分ですか。

議長（巴里英一君） 20分です。

12番（真砂 満君） そうですね。それでは、新公営住宅法はまた次回的时候会に。ただ、一言言いたいのは、やっぱり答弁してきちっとやると言った以上、やはりやっていただかんと、何か議会でやって、実際また違うんやということになったら、議会軽視だと思いますよ。

払い下げ、建てかえ問題ですけども、市長の方が政治決着はもうついているんだと、建てかえていくという決着はついているということでもあります。ただ、お聞きをしてても円満解決と、行政側の答弁だけをいただいと、いい方向に向かっているのかなというふうに思いますけども、住民さんから聞くと、いやそんなことないんやと、もう行政はうそばかり言うてるんやというようなことでございます。ヒアリングの件にしても、市長の方が答弁では、中身について返したところ協力いただけなかったと。だけど、住民さんはそんな話いっこもないでというようなことになってますんで、そのあたりやはりきちっと信頼関係がなければ、話し合いということも当然生まれてこないというふうに思うわけなんです。

市長は、円満解決という定義もこの議会の中で述べられておりましたけれども、まさにそのとおりだと思うんですよ。やはりもっと信頼関係の中で、双方が壁から離れてやっていただかないと、いたずらに時間だけ経過をするだけで、結果を生み出すことができないということになるかというふうに思うんですけども、一言だけ、時間もありませんので、そのあたりどうでしょうか、市長。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私どもが入居者の皆さんあるいは代表の方々とお話ししたことは、着実に守っております。御指摘ありました今後の円満解決という部分につきましては、先ほども言いましたように、我々の方からも幾つか提案もさせていただいておりますし、それは話し合いをしないといけないわけですから、その確認もできております。

ただ、実態として、私との約束はきちっとやっていただいておりますが、担当レベルで打ち合わせあるいは行ったときに、なかなかうまく進行していないという部分もあるかというふうに思います。その点は、

再度入居者の方々ともお話し合いをして、できるだけ前へ進むように努力をしてまいります。

議長（巴里英一君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

次に、6番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

6番（松本雪美君） 皆さんこんにちは。日本共産党の松本雪美でございます。1998年度第2回定例会において質問をいたします。

大綱1点目は、街づくりの問題として和泉砂川駅前再開発計画について質問をいたします。

さて、国が進めてきた大企業、ゼネコン中心の大型公共事業は、国の財政を大きく狂わせてしまいましたが、このような公共事業のむだと浪費に対する国民の怒りがますます大きくなっています。もとはといえば、アメリカの内需拡大の圧力で進められた公共投資基本計画や、港湾、空港、道路など15もある長期計画の事業費の総額は、何と630兆円にも達しています。さらに、国は全国の自治体に開発公共事業を押しつけてきたために、自治体の借金は160兆円にも膨れ上がりました。そして、そのツケを暮らし、福祉、教育の切り捨てる強行で帳じりを合わせようとしてきました。アメリカや大企業のためにはどんどんお金を使い国民の暮らしを切り捨てること、こんな逆立ち政治をこのまま放置しておくことはできません。今、本当に政治の転換が求められているのではないのでしょうか。

当泉南市においても、大型公共事業の和泉砂川駅前再開発は民間活力導入路線を受け入れ、17年前から空港関連事業として泉南市の玄関口をつくろうと再開発を計画し、関係住民に大きな不安を与えてきました。和泉砂川駅前通りを挟んで両側3.3ヘクタールの無謀な超過大な640億円の事業計画は、当市議団の何度もの忠告を聞かずして、今では既に破綻をし、再構築という名で見直しを段階的に進めるとして、1.3ヘクタールへの開発区域へと縮小を設定し、総額68億円の計画案が今示されています。このようなことは、住民の意思が十分に反映されたものではないということが、先日の準備組合の総会で明らかになっています。

市民の納めた税金が、実現の見通しもない破綻する計画につき込まれ、調査費は今日まで1億円以上にもなるというとんでもない額となっていますし、さらに再開発区域内外での用地の買収の総額は、市が買収した用地、そして開発公社、銀行から借金をして買収をした用地、合わせて現在で2

6億4,500万円にも達しており、そのうち今日までの金利の合計は1億4,300万円、毎年4,100万円以上もの金利が上積みされていくのであります。便利で安全な和泉砂川駅前をつくってほしいと願う市民の強い要望に対して、いつになったらこたえられるのか。成功の見通しもないのに、市民の税金を湯水のごとくにつぎ込んできたのに破綻をし、市の財政へ大きな影響を与えました。このことについて、市はどのように考えておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

2点目は、住民合意が大前提であるべき再開発に、合意できない住民がいる、このことをどう考えておられるのか、聞かしてください。

大綱2点目は、教育行政についてです。

今、受験中心の詰め込み教育、競争教育が高校、中学から小学校、その先に至るまで広がっています。このような受験中心の教育は、学校を荒廃させ、子供の世界を荒廃させています。学校教育を受験のための詰め込み教育でなく、自然と社会の仕組みを考えさせる本当の意味の知育、社会を構成する人間にふさわしい市民道徳を身につける徳育、基礎的な体力の増強とスポーツの精神を体得させる体育を中心に据えたものにし、これらをすべての子供たちのものにしていくため、真剣な取り組みが必要です。

学校行政の面でも、子供の自主性を押さえ込む統制と押しつけ一本やりの学校運営や、学校施設を荒廃させる教育予算の不当な切り詰めを改め、30人学級の実現など教育環境を整備するなど、子供中心の学校教育への抜本改革、立て直しが緊急に求められているのではないのでしょうか。子供だけに市民道徳を求めても、社会全体が道義的に荒廃していたのではどうにもなりません。社会のどの分野でも、健全な市民道徳が確立されている状態を目指すことが必要であります。中でも、今日本の道義的腐敗の震源地になっているのが、政治の世界と経済の世界であり、政治腐敗、経済腐敗を一掃する努力が求められています。サッカーくじなど、政治の介入で子供を取り巻く環境を無神経にも汚染するようなやり方は論外であり、廃止せねばなりません。

また、暴力と性をむき出しにした映像や雑誌などに、子供たちが無防備のままさらされています。テレビ、雑誌などでの暴力、退廃を野放しにしない。政府や業界による規制だけでなく、親や教育関係者など社会全体の取り組みが何よりも大切です。子供の健全な成長を保障するためにも、

社会の自己規律を確立し、子供を安心して育てることができる社会を築いていこうではありませんか。

少子化が大きな問題になっています。その根源には、安心して子供を産み育てられない社会、労働条件の悪さや劣悪な育児条件、教育費の高さなど、原因は複合的だと思われまますけれども、最大の原因は、未来に希望の持てる社会になっていないのではないのでしょうか。未来を担う子供たちのために、希望の持てる社会をつくっていくため、国民みんなが力を合わせねばならないのではないのでしょうか。私は女性として、私の母体から命を生み出してきたこの立場から、子供たちを守る立場で質問をしていきたいと思えます。

私は今日まで、信達小学校の講堂を体育館に建てかえなければと、議会で何度も取り上げてきました。教育委員会でも5年前から現状を確認したり、設計図を作成したり、建てかえについても取り組んできたのに、放置をされてきたこと、欠陥学校として体育館のないこの信達小学校が指摘をされてきましたが、このことを今日まで無視をしてきた市長の態度には、怒りでいっぱいあります。選挙前に10年度の予算は骨格予算だからと言って実施設計を予算化しなかった無責任さは、厳しく問われるのではないのでしょうか。市長として、なぜここまでおくらせてきたのか答えていただきたい、こう思います。

そして、信達小学校の体育館の建設に加えて、2点目には老朽化した校舎の大規模改修、そして臭い臭いお便所の改修、保健室や管理棟の空調設備の設置など、このことが待たれています。また、学校施設は耐震強化が義務づけられています。このこともきちっとした形で対応せねばならないのに、現在の状況では全く手をつけていただくような状況もありません。私は、子供たちを守っていくために、何としてもこの学校施設を改善し、整備をしていく、このことを特に強く市長に訴えたいと思えます。

大綱3点目は、在宅老人給食サービスの実施についてですが、昨年12月議会に引き続いて再度お尋ねをいたします。

さて、たとえ体がきかなくなっても、住みなれたこの家、この土地で老後を送りたい、多くの高齢者は願っています。家族もまた、できることなら希望をかなえてあげたいと痛切に思っています。老人福祉法は、老人は多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として、敬愛され、かつ健全な

安らかな生活を保障されると定めています。しかし、現実には全く逆で、政府自民党は、勝手に生きていけ、それができなければ家族で面倒見ろという自立自助を高齢者に押しつけています。老人医療を有料化した上で大幅な値上げを強行し、しかも医療内容に大変な差別を持ち込み、帰る家もない高齢者を病院から追い出しています。

その上、2000年から実施される介護保険制度は、国民は二重の保険料を支払わされ、国民に大きな負担を強いるものであり、お金をかけなければ介護も受けられない、その中身は全く不十分なものであることは、昨日の我が党議員の質疑の中でも明らかになっています。

政府は在宅福祉10カ年戦略を大宣伝し、新ゴールドプランに取り組んできたのに、高齢者福祉の中心を担う自治体に対し、財源の裏づけもせず制度だけを押しつけるなど、介護に安上がりの思想が貫かれていることは、許されないことでもあります。政治の目標を人権と福祉の保障という憲法本来の立場にしっかりと置かならば、世界第2位の経済力を誇る日本でやれないはずがありません。今苦しんでいる高齢者と家族をこれ以上放置しておくことはできません。高齢化社会を迎えようとする日本が、今のうちにどうしてもやり遂げておかなければならない課題であります。体の不自由な高齢者でも日常生活をきっちりと手助けすれば、安心して立派に自立して暮らしていけます。痴呆性老人の場合であっても、昼間の手助けがあれば何とかするという家庭がたくさんあります。過重な負担を家族に押しつけるのではなく、介護は公的な責任で行われなければなりません。もちろん、施設への入所か在宅かは、本人の自由な選択は当然のことです。

このようなことを基本に置いて、在宅高齢者の毎日の生活を支援している制度、食事づくりが困難な在宅老人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようにと事業化されてきた、大阪府から補助を出してくださる在宅老人給食サービスの制度について、泉南市では府下の市町村の実施状況と比べると、大変おくれをとっている事業であります。このような実態をどのようにされていくのでしょうか。12月議会では事業を推進する方向で準備をし、検討を進めていると、こう市長は答えられました。このことについて、それ以後での検討課題になっている答えを私に出していただきたいと思います。

以上です。答弁は簡単をお願いいたします。



議長（巴里英一君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から1点、信達小学校の体育館建設についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

信達小学校の体育館については、御承知のように大変老朽化しておるといのは、私も現地も見まして十分認識をしております。ただ、先ほど言われましたように、おくらせてきたというような言い方は非常に失礼でございますまして、何とか早期に整備をしたいということで検討をしてみたいところでございます。

ただ、教育施設はたくさんございますから、教育委員会の方でも大規模修繕あるいは大規模改修というのは、それぞれ緊急性の高いところからやっていくということで順列をつけていただいて、それを1つ1つ改善、改修をやってきております。その中で、御指摘ありました信達小学校については、昨年来からも早期に整備をしたいということを申し上げております。

ただ、ことしの当初予算は、御承知のように5月に市長選挙があるということもございまして骨格予算、しかも、こういう事業というのは新規事業でありますから、当然骨格予算というのは管理経費中心に盛り込むと。選挙が終わったその次に本格予算といいますか、事業予算を組むというのが本来の考え方でございますから、当初予算には乗せられなかったということがございます。それは何も意識的にそうしたのではなくて、そういう骨格予算の性格からいいましてやむを得ないことであつたわけでありまして、その点は十分御認識をいただいているとは思いますが、先ほどの発言ではそうではございませんでしたので、非常に残念に思います。

この6月議会で御承知のようにこの信達小学校ほか1校でございますが、計2校でありますけれども、実施設計費を計上いたしております。一挙に実施設計をいたしまして、当然文部省の補助をいただかないといけませんけれども、できれば次年度から工事として着工できるように準備をいたしているところでございますので、ぜひまた予算審議の方でよろしく願いをしたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、大綱1点目の和泉砂川駅前再開発事業につきまして、御答弁をさしていただきたいと思っております。

アメニティあふれる都市軸として、整備計画となっております市道信達樽井線の山側拠点でございます和泉砂川駅前地区は、第3次泉南市総合計画において本市の山側の都市核として位置づけられて、市の新たな中心ゾーンとして、商業業務機能を初めとした都市機能の整備を図る計画となっているところでございます。

和泉砂川駅前地区は平成3年度に準備組合を設立し、再開発事業に向けて7年間にわたって活動を行ってきたところでございますが、いわゆるバブル経済の崩壊等という経済情勢の悪化等により、事業期間の見直しを余儀なくされ、当初計画していました再開発予定区域3.3ヘクタールの区域全体を一度に事業化するのではなく、区域を分割して段階的に整備していくという事業方針に変更してまいりました。

その事業方針に基づき検討を重ねてまいりました案の1つの「ケーススタディ(その5)」は、事業区域をできるだけコンパクトにし、砂川榎井線、信達樽井線の整備と駅前広場を整備することで、課題となっている駅前での交通混雑の緩和を図り、かつ区域内を事業することにより失う従前の権利を原則として区域内に残すことができる権利変換方式で整備することとなっております。今年度の準備組合総会において、「ケーススタディ(その5)」の案をもとに事業化を図っていくという方針が承認されており、市といたしましても、事業化に向けて積極的に協力してまいりたいというふうに考えております。

再開発事業を進めていく上で、先ほど議員から御指摘ございました権利者の同意に関する質問でございますけれども、先日の準備組合の総会において、「ケーススタディ(その5)」の区域設定に難色をお示しされた方もございました。このことによる質問でございますけれども、再開発事業として都市計画決定する時点では、権利者全員の同意は必要条件ではないわけでありまして、府の指導といたしましては、権利者の80%以上の同意を求めておりますし、また区域権利者の3分の2の同意が得られたら、組合の設立もできることとなっております。

しかしながら、具体の事業を進めてまいりますと、円滑な推進が図れないものと考えておりますので、今後権利者への意向調査を十分行い、それを踏まえた上で、準備組合とともに十分検討を重ねた上で、事業区域等を設定をし、計画の具体化をしていきたいというふうに考えております。

次に、財政面についても触れましたけれども、現在泉南市の財政が非常に厳しいということは十分承知してございますが、駅前での交通混雑の緩和は、地元からも強く要望されておりまして、また現在事業を行っている砂川樫井線の事業効果を上げるためにも、それに接続する駅周辺における道路整備等は、市の重要施策の1つであるというふうに考えております。

今後、具体的に計画する時点では、財政サイドとも十分協議調整を進めてまいりたいと思っておりますし、特に市財源の縮減にも努めてまいった中での事業計画ということで、今後は計画を立案してまいりたいと、その努力はさせていただきますというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（巴里英一君） 津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 老人給食サービスの実施について御答弁申し上げます。

給食サービスは、食事づくりが困難な在宅の高齢者等が住みなれた地域で安心した暮らしができるように、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供することにより、健康の維持、疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認等を行う事業でございます。本市といたしましては、昨年7月よりデイサービス事業の一環として給食サービスを行い、多くの高齢者の方々に利用いただいております。

また、配食サービスにつきましても、社会福祉協議会で月1回実施しているところでございますが、議員御指摘の実施についてでございますが、対象枠、調理や配食スタッフ等多くの問題がございます。

私どもといたしましても、給食サービスは在宅の高齢者にとって必要なサービスであるとは考えており、実施に向けて検討してまいりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 一昨日、上山議員の御質問にもお答えいたしました。教育委員会といたしましても、先ほど松本議員が申されたように、詰め込み知識中心の教育から、また自分が学ぶという雰囲気というんですか、教育環境を良化するという意味で、施設の整備については大変重要であるというふうに感じておりまして、順次緊急性を要する施設から改善を図っておるということでございます。

御指摘ございましたトイレにつきましても、昨年は泉南中学校のトイレに2,000万円かけて修繕をいたしました。それ以外にも各小学校、中学校で障害児に対応できるトイレに改善もいたしております。また、トイレ以外にも狭隘な運動場の拡張工事とか、また屋上の漏水の防水加工とか、また空調施設ですか、その整備についても順次努めておるところでございます。

これからも教育委員会といたしましては、直接施設管理をする義務もございしますので、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） それでは議席から質問をさせていただきます。

まず最初は、和泉砂川の駅前の再開発の問題ですけれども、私は先ほど壇上で述べさせていただいたように、今日まで市民の皆さんが納めた税金ですね。その税金がこんな形でむちゃくちゃに使われてきた、この破綻するような計画をつくった責任、こんなような形で進められてきたことに対して、市長がどう考えているのか、このことを答えてくれと、こう言ったんですが、お答えはなかったように思いますので、答弁していただけますか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ある一定エリア、特に駅前という都市計画道路とそれから駅前広場、そして駅舎あるいはその面的整備ですね。これをする場合には、やはり当初全体エリアというのは広くとるのが常識でございます。その中で、事業化を絞り込んでやっていく、あるいは一気にやる、いろいろな手法はあると思います。

和泉砂川駅前につきましても、改札口は駅上と駅下と2カ所ございますけれども、当面駅の海側ということに絞りまして、全体計画をつくったわけでありまして。もちろん、全体計画という1つの想定のもとに、いろんな公共施設の規模でありますとか、あるいは施設配置でありますとか考えておかないと、その中で仮に段階的に整備をするにしましても、後で整合性が非常に難しい、あるいはまずい点が出てくるわけでありまして。したがって、泉南市のこの和泉砂川の場合も、この信達樽井線の両側3.3ヘクタールを全体区域面積と定めまして、計画をしたわけでありまして。

その後いろいろ、もちろん経済的な情勢とかあるいは状況の変化があり

ますけれども、特にこの再開発というのは自主独立採算ということであり  
ますから、その中で採算性を重視してペイしないといけないという部分  
がありますから、それに重点を置いて段階的に整備をしようということにし  
たわけであります。

今回の案は、ごらんいただきましたように、再開発とは申せほとんどが  
公共・公益施設中心型でございます。これは、なかなか今民間が非常に厳  
しいという中で、公共ウエートが高いですけれども、まずこれからやろう  
ということございまして、これを1つの起爆剤として、段階的に整備を  
していくという考えを持っております。

したがって、やはり全体計画というのは、ひとつ押さえておく必要があ  
ると。特に、周辺道路網の接続の問題とか公共施設の配置ということござ  
いますから、私はこれは普通進める手法の中の話だというふうに考えて  
おります。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 市長は持論として、当然道路をつくったり、駅前広場  
をつくったりすることが大事だから、こういう手法をとったと、簡単に言  
えばこういうことだと、私はそういうふうに解釈してるんですけども、で  
も実際に昭和57年から取り組んできて17年もたちましたよ、今日でね。  
その中で使われた調査費が1億円以上、そしてJRの所有地であった土地  
を購入したりする中で、実際には一般財源が3億5,000万近くもこれに  
つぎ込まれてきて、現在何も表に出てくるものはなく、結局借金だけが残  
ったと、こういうことで、もう1つは債務負担行為で、どんどん再開発用  
地の土地を買い、そしてそれは銀行からの借金ですね。それに23億円以  
上にもなっていると。実際にその土地が使われているのかといいますと、  
ぺんぺん草が生えていたり、また個人が自動車の駐車場がわりに使って  
いたり、こんなことが市民の皆さんから見れば、こんなずさんな行政、一  
体何してるんかと、それは批判があっても当たり前ですよ。それを責任を  
どういうふうに感じてると言っても、そのことには何1つ答えはないと。

そして、今度ケース5ですね。それで計画された68億円の計画も、6  
8億円のうち、そちらの駅前再開発の担当者の方からも書類を見せてい  
たきますと、泉南市が負担せねばならない額が28億円、しかも国からの  
補助金が19億円です。68億円のうち、我々が納めた税金が使われる部

分というのは、４７億円にもなるわけですよ。これで今のこの厳しい泉南市の財政が耐えられるかどうか。これから後、具体的に日程のスケジュールまで平成１７年に工事完了だということで組んでおられますけれども、完了するまでに市の財政に与える状況というのは、もう数知れない大きな額を費やさねばならない。このことだけは、現実の問題として残るんですよ。大変な状況ですから、そのことについて一言簡単に教えてください。もう長々言っていたかなくても結構ですから。

議長（巴里英一君） 理事者教えてください。

〔松本雪美君「市長教えてください」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 信達樽井線の道路拡幅については、必要性を認めておられますよね。（松本雪美君「それは認めてます」と呼ぶ）砂川樫井線もそうですね。（松本雪美君「それは認めてます」と呼ぶ）そのときに、都市計画決定をするときに、１０メートルの道路が２０メートルになれば、当然用地買収で移転を強いられるわけですね。これはわかりますよね。そのときに地元から、そういうことじゃなくて、我々は駅前に残りたいんだと。したがって、道路事業と駅前整備、いわゆる面的整備と同時にやってくれと、こういう強い要望が出されたのは、あなたも地元におられるわけですから御存じだというふうに思います。我々もやはりそういう観点から、この面的整備をもって道路とそれから駅前の整備を図ろうということでスタートをしたわけでありまして、この手法でありますと、もちろん任意に転出するということも可能ですし、そこに残ろうと思えば当然残れるわけでありましてから、そういう手法を使うということにしたわけでありまして。

それから、御指摘の中身でありますけれども、今回の案というのは、御承知のように、先ほども言いましたように、２本の都市計画道路と駅前広場を中心とした公共施設型の再開発であります。したがって、当然道路事業として、あるいは駅前広場事業として、単独でそれぞれ事業をやったとしても、相当な費用が市、いわゆる道路管理者負担として要るわけでありまして。ただ、道路だけでやりますと、それだけしか残らないわけでありましてけれども、この再開発でやりますと、駅前の整備も一体的にできるということでありまして。

ですから、今回の面積の中で占める公共施設の割合というのは、非常に高うございます。その管理者、市の負担する額というのは、当然多くなります。ただし、それは補助金なり起債なり充当されるわけでありますから、それは有効に活用できるわけであります。

今回のこの事業も、行うにつけて我々随分慎重に財政の予測の中で織り込んでおります。ですから、年度も今回初めてはっきりと明示をさせていただいたわけでありますけども、そのとおり進んだとして財政的に耐え得るという判断のもとに、この前組合にもお示しをした次第でございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 先ほど市長は、当然この場所に、商売の方は商売ができるように、砂川駅前整備をしてもここに残れるようにということが強い要望であったと。道路事業も当然必要なことですし、私もそれは大事なことだと思っておりますよ。そういうことを市長が言うのでしたら、なぜ先日の総会ででも、当事者の何も知らないところで勝手にこの絵をかいたと。こんな侮辱した計画のやり方はないではないかと。ある日突然決まったのではないはずやと、必ず事前にコンタクトがあったはずやと。もっと考えて当事者に相談してほしかった。何もこんな不景気なときにやらなくてもいいではないか。やるのやったら、やれるところでやればいいと。社会不安の状況のもとで、何でもっと考えてやってくれなかったんかと。人の生活を脅かすことは許さん。権利者の同意前提でないとかかん。うさん臭くて談合あったのではないかと。今空いているところで、東街区だけでやればいいんじゃないかと。私のところは計画から外してください、修正してください、こういう声ももろに出ましたでしょう。

こういうふうなことを発せられる権利者の方以外にも、実際には、どんなに総会を何度開いても、どんな会議を開いても、もう絶対に私は会議には出ませんと、出たら賛成したみたいに思われるから嫌やと、こんなことをおっしゃる方もいるでしょう。しかも、総会に参加をされた方の人数は、あなたたちもこの前言っておられましたように、権利者の方が34人ですけど、準備組合の会員さんには37人ですね。権利者の方は34人やと、今回ね。しかも、出席をされた人数は、この地域の権利者に入っていない方も含めて、わずか16人ですわ。委任状を出していただてるかしれないですけど、結局委任状がなかったら総会は成立できないような、そんな状況

でしょう、総会を開いても。この数字は何を示すのか。こういう計画に対しては、賛成する気はないんやよという答えのあらわれではないですか。絶対に許さないと言うて、怒っておられる権利者の方がここにいるということだけは、はっきりしてます。今のままそうっとしておいてほしいと、こういう人の声ですよ。

このことは、これから先の計画を——あのときも、なぜ急いでそうしてこの計画を承認してくれと言うのかと、もうちょっと時間をかけて皆の合意がとれる計画をつくれればいいではないかと、こういうふうに私が言いますと、いやいやどうしてもこれでやってください、これでまた後で意向調査して、計画の中身を変えたらいいんです、できるんですよと、こうおっしゃって、あなたたちは強行したでしょう。図面を変えるということは、土地の権利もすべて変わってくるわけですから、おたくらが出したこの数字は、すべて全部変わってくるんですよ。土地の値段1平米が幾らかということが基本になってつくっておられる計画が、全部変わってくるんですよ、図面が変わるということは。どこの土地を使うかということは、すべて変わってくるんです。だから、私のところは外してくださいと言う人がいる以上、この計画は前に進めてはいけない計画ですよ。そのことをあなたたちは強行したんですよ。これだけは言うておきます。もう答えは要りません。

それで、あとこの計画を進めるときに、準備組合総会をするのもあいびあの福祉センターで総会して、実際には皆さんが参加しにくいような状況をつくって、やっぱりこれは私はまずかったと思いますよ。

それでもう1つ、この計画の中身でいいますと、さっき公的に負担せねばならないのは、国の補助金も含めて47億円で、つくった計画には利用者が使える駐車場もないような計画をなぜつくるんですか。このことについて教えてください。駐車場がなかったら、買い物客が車をとめてお買い物をすることもできないんですよ。住宅100戸ですか、100何戸ですか積み上げて、120台の駐車場はつくったと。でも、これは住宅についた駐車場でしょう。買い物客の駐車場はないじゃないですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 答え要りませんと言われても、一言申し上げておきたいと思うんですが、この間の総会は私も出さしていただいて、非常によか



ったというふうに思うんですね。やっぱりこれだけの事業をやるというのは、当然賛否両論があって当たり前の話なんです。そうでしょう。どこでもそうなんですよ。それをだんだんと意見集約をして最終の案に固めていくということでありますから、私はそういう本音の部分が出てよかったんではないかというふうに思います。

ただ、反対だとおっしゃっておられた方は、御存じですね。理事さんでしょ。これ以上言いませんけれども、理事会で十分もんで総会に上げたものであるということだけは申し上げておきます。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 駐車場の問題でございますけれども、さきの駅前対策特別委員会におきまして、東街区のうち、再開発区域から除外したところについて、平面駐車場として利用することについて、1つの案としてお示しをさしていただいております。まだ具体的に準備組合や土地所有者の了解を得たものではないわけでございまして、具体的な施設、建物を計画する時点におきまして、重要な課題の1つということは我々も認識をいたしておりますし、各店舗とも入るといふ考え方の中で考えておりますので、その辺についても十分今後は検討してまいるといふ考え方でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 市長の答弁をまたとりますけれどもね、理事さんだとおっしゃっても、体が悪くて出席できない場合もあるんですよ。だから、こういう計画をつくったときには、あなたの土地もこういう形で図面の中に入ってますよぐらいは、あなたたちはきちっと話をせないかんでしょ。そこを何もしないで無視してほっといて、ある日突然に、総会に出てください、こういうことを発表しますから了解してくださいと。そんなことであなたたちは前に——こんな大切な、人の財産を使った計画を、公共事業をするんですからね、そんなずさんなやり方はありませんよ。

それから、駐車場の問題ですけど、計画区域から除外した民間の用地を使うということですけど、そしたらこの方がもしこの土地を売ってしまうとか、ほかに建物を建てたいとかいうようなことも起こったり、またその民間の方が、例えば次の世代の方になって相続せなならんようになったときに、またその方が違う形で利用するようなことも起こってくるんです

よ。このままずっと永久に使えるということじゃないでしょう。そういう問題をいっぱい抱えています。

それと、もう1つは、今購入してぺんぺん草が生えてる再開発のための代替地やとか道路用地として買った部分については、9年間放置してきましたけど、金利だけがどんどん重なって、今日まで放置してきて、これから先も17年まで放置をしていくわけですけど、今の状況、砂川駅前の混雑を思うとき、あの駅前通りで駐車場もなく、買い物をせねばならないような人たちのために開放もして、使えるようにして、当面の利用については、私はこの席からでも何度も同じように、すぐ開放するよということをお願いしていただいているんですけども、何ひとつ答えはありません。考えます、考えますで放置されてきましたよね。今のこの状況は、やっぱり放置しておくことはできない状況ですし、当面の利用はどう考えてるのか、そのことについて教えてください。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先行投資を行っております構成用地についての御質問でございますけれども、前の駅前特別委員会でも御説明をいたしましたけれども、現在土地開発公社の方でこの先行用地について、長期保有地の活用関連ということで、現在その砂川駅前の土地についても、どのように具体的に活用するかという具体案の検討に入っております。ですから、近々にはそのうちの何件かの土地について、どういう形で活用するということも明らかにしてまいりたいというふうに思っておりますし、当然駅前商店街等の駐車禁止箇所に迷惑駐車等もかなり起こっておりますので、その辺を踏まえた中での活用ということも我々は考えておりますので、あとしばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 大変な今の状況、交通混雑の状況を一日でも早く解消してくれるように、これが今すぐやらねばならないあなたたちの仕事だと私は思っています。

それから、砂川駅前のこの権利者の人が再開発の計画の中に参加して、借家人の商売人さんが本当に再開発ビルの中で商売ができるかどうか、自分たちが今と同じような形で利益を得るような商売ができるかどうか、そういう不安もこの前の総会では述べておられました。その点についても、

計画そのものが本当に権利者の方のプラスになるような計画であるかどうかというのは、これからずっと計画を前に進めるときには消すことのできない問題ですから、しっかりとその点については皆さんの意向を反映して、むちゃくちゃに都市計画決定を強行しないと、そういうことを強くお願いしたいんです。都市計画決定は皆さんの状況を見て強行しない、このことを約束してくれますか。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほども御答弁いたしましたように、権利者同意の関係でございますけれども、今後各権利者に対して聞き取り調査等十分意見を聞いてまいる考え方でございますので、その意見を十分準備組合の理事会等へ諮った中で決定していくということで考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 権利者の意向を十分反映をすると、強行しないと、こういうふうに確認さしてもらってよろしいですね。

この前も駅前委員会では、駅勢人口をどう見てるんかという質問に対しては答えられなかったでしょう。駅勢人口という言葉すら、あなたたちはわからなかったんですよ。こんな大きな事業をするときに、この駅前を利用する人たちがどの程度の範囲内の人たちなんかということさえわからずに進めてきたという、そういうことはやっぱり恥ずかしい限りですわ。スーパーがどんどん乱立して、泉南市の状況も大きく変わりました。砂川駅前のこの再開発で、商業圏、駅勢人口、それから乗降客、そういうことも含めて、十分に商売が成り立つような計画になるかどうかということの研究は、どんなことがあっても抜きにはできない中身ですから、その点だけは強く言っておきます。B調査のときにされただけで、今日までやっておられませんね。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

学校教育の施設の問題ですけれども、信達小学校の体育館は私も議会のたびに取り上げさせていただきましたけれども、5年前にもう既に約束——教育委員会では建て直す課題だということで取り組まれてきておるということ。それから、ことしの予算に設計費が上がらなかったことで、学校のPTAの皆さんも、また学校関係者も、それから地域の区長さんを初め、

そういう小学校にかかわる生徒も含めてみんなが、こんなひどい講堂をなぜ建て直すことができないのか、その設計費もなぜ組まないのかということで、もう辛抱もし切れずに9,140名ですか、署名の人数も添えて市長の方に体育館の建設の要望を出されたと、こういう状況であったことは、私はこの席でここにいらっしゃる皆さんにも知らしておきたいと。市長さんは骨格予算だからできないと言いますが、そしたらあなたがもし選挙に出てこれなかったときには、あなたは無責任な対応をしたということになりますよ。この大切な子供たちを育てる施設、欠陥学校、この大切な学校施設が、あなたの意思で新年度予算で設計をされなかったことが大きく問われると私は思います。

それから、臭いお便所ですけれども、体育館の建設のときには——ことし設計されるということですから、いつ建設されるのか、そしてそのときには臭いお便所の改修についても、当然やれるところからやるということで、結論を出してくださってるんでしょうか。それから、あと一丘中学校や西新中学校なども大変施設が荒れていて、施設の乱れが子供たちの心の乱れとしてそのまま反映されている今の現状をあなたはどのようにお考えになっておられますか。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） まず、信達小学校の体育館の件でございますが、この体育館につきましては講堂でございますが、欠陥というまでには至っておりません。ただ、不適格な体育館であるということでございますので、御了承いただきたいと思います。

それと、今回定例会に設計の委託料の計上をお願いしてるところでございます。続きまして、国の補助事業も採択を受けなければならないので、鋭意府と協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、他の教育施設の改善の件でございますが、これにつきましても、先ほど申しましたように、あらゆる部署でいわゆる不都合なところも生じてるのは事実でございますが、緊急性の高いものからやっていくということでございます。ちなみに、今回の補正でもお願いしておりますのは、老朽がひどくて雨漏りのひどい部分の防水加工もお願いをしておるところでございます。（松本雪美君「お便所はどうなりますか」と呼ぶ）

トイレにつきましては、先ほども申しましたように、毎年予算の方で計

上して実施をしておるところでございます。当然、傷んでおる部分につきましては、壊されても壊されても修繕をせよという意見もございますが、施設というものは、壊されて修繕するんじゃなしに、壊される前に壊されないようにするのが当然教育委員会の仕事ではないかという意見もございます。その両方の意見は、極端な意見だとは思いますが、教育委員会といたしましては、計画的なトイレの改善にも取り組んでるところでございますので、御了承いただきたいと思えます。（松本雪美君「信達小学校のトイレはどないなるの」と呼ぶ）

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 子供たちの心の乱れの中で施設が壊されていくというようなことを繰り返す——壊されたらまた直してきちっとした形にして、子供たちもまた指導していくというやり方で、追いかけてこになるかもしれないですけども、大事なことだと思うんですよ。

私は信達小学校の講堂の建てかえのときに、当然校舎とかかわりを持たない、離れになったおトイレもありますから、そのおトイレの改修については、当然付随工事でやってください。そのことをちょっとお答えくださいますか。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 学校施設につきましては、さきの震災で御承知のとおり、地域住民の応急避難所としての大きな役割を果たすべき施設であるということございまして、段差の解消とか福祉仕様のトイレ、これについては当然必要なものであると思えます。当然、今度改築をいたします信達小学校の体育館につきましても、体育館としての必要なトイレ以上の設備は、必要であるというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 教育施設は平成8年度以降ですか、8年までが空調設置の状況などもそれなりに改修されて、9年度からの改修計画というものも示されたのに、それが全く進められなくて、大規模改修をせねばならない学校についても放置されてきたと。神戸の大震災で耐震強化が文部省から必ずやれと言われてきてるのに、それもできない状況では、ほんと困ったものですよね。順次これはやっていかないと、あるとき突然にどの学校も全部傷んできて、どうにもならないという現状が起こりますよ。これだけ

はきちっと対策を講じて、毎年毎年大規模改修にも取り組んでいくということだけは、ここで要望させていただきたく思います。

それから、老人の給食サービスですけれども、大阪府下の実施状況を見てみますと、今年の8月までに実施される予定の市ですね。42市町村中30市町村が実施をするということで、10年度の予定が大阪府からいただいた資料には、ちゃんと答えとして私もいただいています。しかも、大阪府からは10人、20人、30人、40人と10人単位で80人まで、1週間に3回、それから1年間ですね、52週分で、10人の場合は100万円ですが……

議長（巴里英一君） 松本君、時間がありませんので、まとめてください。

6番（松本雪美君） 80人の場合は1,080万円までの事業計画の額が示されて、実施をしようとするれば、半分の補助金が出る事業ですよ。これは、大阪府は高齢者在宅給食サービスの拡充ということで、絶対にこれは市町村で、自治体で取り組んでほしい課題だと、在宅老人の施策としてとても大事な課題だからと、こういうことで示されてる事業ですわ。だから、これをいつの時点でやられるのか、このことについて答弁していただけますか。

議長（巴里英一君） 時間がありませんので一言で。石橋高齢者福祉課長。

〔松本雪美君「わずか300万あったらできるんですよ」と呼ぶ〕

健康福祉部高齢者福祉課長（石橋康幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、対象者枠というか、このサービスをやっていく上において、配食スタッフの問題とかいろいろとまだまだ検討していかねばならない点が多々あります。我々といたしましても、この給食サービスがひとり暮らしのお年寄りにとって必要なサービスであるということは十分認識しておりますので、できるだけ早い機会に実施に向けて取り組んでいきたいということで、いましばらくお待ちいただけますか。（松本雪美君「いつからする。来年から」と呼ぶ）

議長（巴里英一君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時51分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

22番（林 治君） 日本共産党の林でございます。今議会は私が最後で15人目、大変活発な議論が議会で展開されることは、泉南の市政の発展にとって大変よいことだと思っておりますが、15番目、最後というのは大変厳しいことでもあります。お聞き苦しい点があるかもわかりませんが、どうか最後までよろしく願いをいたします。

第2回定例会に当たりまして、市政上の幾つかの問題について質問をいたします。

さて、私もワールド杯サッカーでの日本代表の活躍に大きな期待を寄せていた者の1人ではありますが、このワールド杯サッカーに激しい民族対立による戦火を乗り越えてようやく参加を果たしたクロアチアなどの代表選手や関係者の必死の努力に敬意を表するとともに、この地球の平和を守ることの大切さをあのサッカーをテレビ観戦していて改めて思い知らされました。それだけにインド、パキスタンなどによる新たな核実験の競争は、地球の平和と環境を脅かし、人類を脅かす許すことのできない行為であります。

こうしたとき、橋本自民党内閣が国連でのスウェーデンなど8カ国による核兵器廃絶への具体的な行動を呼びかけた共同宣言への参加を拒否したことは、被爆国日本の政府とは思えないその態度に、改めて私は怒りを禁じ得ないものでありました。

今日、日本の国の政治は、自民党の政権のもとアメリカやヨーロッパと比べても、逆立ちの政治と呼ばれる異常なとんでもない政治が続いています。今、日本では、税金の使い方という、国と地方を合わせて国民の暮らしを支える社会保障のためには、約20兆円使われていますが、一方ゼネコン中心の公共事業のために、国と地方を合わせますと約50兆円が使われています。ですから、日本の社会保障費は公共事業費の4割ですが、ドイツでは公共事業に使うお金の3倍を社会保障に使っています。アメリカでは、公共事業に使うお金の4倍が社会保障費です。イギリスでは、公共事業に使うお金の6倍が社会保障に使われています。日本では公共事業の方が社会保障よりずっと大きい、まさに逆立ちの政治であります。20兆円しか使っていない社会保障に、この逆立ちを正して50兆円のお金を

使うようにすれば、医療費の値上げをやる必要もなく、年金をもっと安心してもらえるようになる、また介護の保険でもみんなが安心して頼れる立派な制度ができるであります。同じ資本主義の国でも、世界の他の国では当たり前でやられてるこの税金の使い道です。

さらに、不況対策や産業政策でも、またまちづくりでも、逆立ちであります。今、一体21世紀の日本はどうなるんだろうかという、ほんとに国民みんなで心配しなくてはならないような大変な事態が進んでいます。

この異常な事態は、国内の経済政策だけではありません。日本の独立平和の問題にも及んでいます。日本はアメリカと日米安保条約という軍事同盟を結んでいます。日本には首都東京を初め100にも上る米軍基地がありますが、普通、国と国が同盟を結んで、片方が攻められたらお互いに助け合って守りましょうというのが軍事同盟ですが、ところが日本にいる米軍は、沖縄にいる海兵隊にしても、横須賀を母港とする第7艦隊やまた航空母艦にしても、三沢にいる戦闘爆撃機の部隊にしても、アメリカの国防総省からは日本防衛の任務を与えていません。日本を足場にして、いざとなったら外国に出撃する遠征が任務であります。アメリカの同盟国で、日本のようにその首都に基地があり、海兵隊に基地を貸したり、航空母艦、そして機動部隊に母港を貸している国はありません。そういうものに基地を貸したら、いざ戦争になれば相手の国からは敵国と見なされても仕方ありません。そんな外交に自主性のない国になりたくないというのが、アメリカの多くの同盟国でもそうになっています。日本はこの面でも異常な立場にあります。イラクへ攻撃に行くのも、インドネシアへ出撃するのも、アメリカの勝手です。そのための訓練だと言って、超低空飛行訓練とか夜中に離着陸訓練とか、昨年も滋賀県の饗庭での演習もやられました。人口密集地帯で平気でこういったことをやる、横暴勝手がやられている国も世界にはありません。

それをもっとひどいことにしようとしているのが、今国会で問題になっているガイドラインです。基地を借りるだけでなく、いざというときには自衛隊も出てきてくれ、また日本の自治体も力も動員しろという、そのために新ガイドライン、日米軍事協力の指針具体化のための周辺事態措置法案というのがさきの国会で出され、今継続審議となっています。

さきの国会で、我が党の志位書記局長の超低空飛行訓練の問題での質問



で、アメリカやヨーロッパで公表されているその訓練地域を示す地図を日本でも公表するよう求めたところ、外務省の高官がアメリカにそんなことは聞けないという情けない答弁に、自民党席からも政府に対し、日本は植民地じゃないぞというやじが飛びました。自民党議員もそう言わざるを得ない、今日がひどい状態であります。

さて、こうした中、去る15日防衛庁の秋山事務次官は、全国約330の自治体すべてに、周辺事態法案及び関連資料を届けるよう号令をかけています。米軍、自衛隊施設を抱える自治体に限らず、すべての自治体が米軍の後方支援を義務づけられる可能性があり、自治体や住民が強制動員されるという不安が現実のものとして大きくなっています。

今、関西国際空港を抱える地元市として、この問題はゆるがせにできない問題であります。平和のもと、市民が安心して暮らせることを願う立場から、私はまず大綱第1の関西国際空港の第2期事業に対する市の対応についてお伺いをいたします。

第1は、関西国際空港は、諸外国との交流によって平和と経済、文化の発展のためにこそつくられてきたものだと思いますが、そのためにも、建設時に岸大阪府知事も府議会において表明されたように、軍事利用は一切させないとの府民への約束について、市長もこれを守る立場を貫かれるかどうか、まずお尋ねをいたします。また、防衛庁から周辺事態法案についての何らかの説明、資料の提供があったのかどうかも、あわせてお尋ねをしておきます。

第2は、運輸省の総合的な取り組みについての大阪府の考え方についての市の対応、考え方をお尋ねをいたします。

去る5月11日に示されたこの大阪府の考え方は、96年、平成8年7月に運輸省の関西国際空港の飛行経路の現状と問題点についての説明を受けた大阪府が、第1期工事のときのあの3点セットの本来の趣旨を踏みにじて、関空の陸上ルートを容認するための方策をあれこれと講じてきたと言わざるを得ません。しかし、この問題は、もし市の将来と市民の生活に責任を持つ立場の者であれば、行政と議会人は、後々の世代にまで深い影響を及ぼすこの問題を本当に真剣に研究、検討することが、今求められているのではないかと思います。

関西国際空港は、大阪国際空港の騒音公害の抜本的解決を図る、そのこ

とを何よりも第一の課題として、目的として、公害のない空港、地元と共存共栄を図れる空港として建設されたものであり、かつての大阪国際空港の航空機騒音公害を全府的に広げるためにつくられたものではありません。去る4月18日、我が泉南市の上空を雷雲を避けることを口実に低空飛行したユナイテッドのあの飛行機の問題について、当初関空会社の代表や運輸省の役人は、我が泉南市の空港対策委員会に出席した際、フライトの責任はパイロットの権限となっている、コースの変更も安全のためだと言明をいたしました。海上ルートを厳守すべき関西国際空港からのフライトについてのイロハを無視した行為と関係機関の対応は、その後の委員会での厳しい追及に一定の変化を示したものの、しかし、こうしたことについての法的な規制もなく、単に運輸省の指導にのみ頼ることとなっていることを見れば、一たん陸上ルートが容認されれば、泉州の上空はどのようなやもしれないことは明らかであります。しかも、開港以来これまでに既に記録されたものだけでも、昨年8月で351件余りの騒音苦情が寄せられていることから、大阪府が地元住民を無視して、わずか2回の飛行テストをもって科学的な調査の続行を無視し、ノック知事のテスト終了宣言で陸上ルートを容認する考え方を示したことは、断じて許されないことあります。この点についての市長の見解をお尋ねをいたします。

その3は、関空会社の環境影響評価準備書と、それに関して市として検討すべきことについてお尋ねをしておきます。ただし、この準備書は専門的なものでありますし、そのすべてについてここでとても論じ得ないことは明らかだと思います。そこで、幾つかの点についてのみいたします。

その1は、準備書では第1期事業の総括、アセスとその結果について検証すべきですが、どうでしょうか。例えば、当初事業費の予算は約1兆円でした。ところが、その後、建設時に1兆5,000億円と大幅に膨れ上がりました。しかも、開港が1年4カ月もおくれたこと、このことはさまざまな問題が含まれています。市として、こういったことについてどのようにお考えでしょうか。

また、その2、公有水面の埋立免許申請はたしかこの秋になると、市長からも聞いています。ですから、この申請ももちろんなまだであります。準備書も今この議会を含め協議中であるにもかかわらず、既に政府は1998年度の当初予算に917億円の、また大阪府は95億円の予算を建設関

係費として計上しています。このようなごり押しは、許されるものではありません。具体的には、土取りや埋め立ての期間もなく、重要な環境アセスも見通しのないままの状況であります。こういった点についてもどのようにお考えでしょうか。

次は、地域整備についてであります。私はこのような準備書をまともな議論もなく、検討もなく、仮に市長が同意の意見を提出してしまうと、第1期事業でのまともな対応のなかった地域整備が、そのまま済まされてしまうことになりかねません。市にかかわる地域整備について、どのように今進めようと思っておられるのか。また、市財政への影響、そして1期事業での二の舞いを決して行っはならないと思いますが、例えばりんくうタウン事業での失敗とその市財政への影響の問題だとか、関空会社、エアラインの固定資産税や都市計画税の国の方での一方的な軽減措置、このようなことについてを含め、第2期事業に向けて、こうしたことについてどのようにお考えなのかをお尋ねをしておきます。

それともう1点、陸上飛行ルートについて、きょうの時点でこれはもう既に合意されたことなのかどうか、あわせてお尋ねをしておきます。

大綱第2は、墓地問題であります。

まずその1は、市営墓地公園泉南聖苑計画が出されておりますが、これについてお尋ねします。その計画の内容と手順について、2つ目には、その財政計画をもあわせて御報告をお願いをしたいと思います。

墓地問題の第2の問題は、鳴滝での民間墓地問題についてであります。市長は昨日、同僚の議員のこの問題についての質問の中で、便りのないのが安心だという趣旨の答弁をしました。それが市長の見解とは、関係住民の気持ちを何と心得ているのかと私は言いたいのであります。それでは安心できないではありませんか。市長は、家族の安否を気遣う問題と、そしてまたいつ建設が強行されるかわからず不安な生活を送っておられる鳴滝、市場などの周辺住民の皆さんの気持ちとを全く同一視するのは、もってのほかだと私は言わざるを得ません。そのように言うのであれば、関係住民の皆さんの立場に立って、大阪府に対してももっと明確な態度でこの民間墓地の建設に反対し、不許可を要求して、住民の皆さんが安心できることをするべきではありませんか。市長の見解を求めます。

次に、大綱第3の市営住宅のあり方の問題です。

この問題についても、既に6人の同僚議員が質問されています。かつて私はこの本会議場で、これまで市営住宅の管理は大変ずさんであり、でたらめなものであったことを申し上げました。私は市長の責任をそのときにはあえて問わず、今日のこの状況を市民の立場に立って解決することを求めてきました。しかし、この間、同和住宅に関しては新たな問題を市長は起こしています。今日、市営住宅は466戸、うち同和住宅は344から32戸ふえて376戸になっています。市営住宅に占めるその比率は、80.6%となっています。そこでお尋ねします。老人向け同和住宅の入居状況とともに市営同和住宅の家賃の徴収、平成9年度で結構でありますから、どうなってるかをお答えいただきたい。

その2は、懸案の市営3住宅の払い下げにかかわる問題であります。既に質問も多くありました。市長はどちらも壁を離れてということですが、では市長はどのような具体的な展望を持ってのこの問題についての方針でありますでしょうか。

以上であります。また、自席から再質問を御答弁次第でさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、関西国際空港の軍事利用についての御質問でございますけれども、この件につきましては、平成8年第3回定例会の質問で林議員さんから同様の御質問もちょうだいいたしております。また、平成9年第3回定例会では、成田議員から同様の質問をいただいております。そのときに既に私の考えを述べておりますけれども、再度申し上げたいと存じます。

関西国際空港は地元合意のもとで、なおかつ民間活力の導入によりまして、地域、地元も参加してつくられた空港でございます。いわゆる地元と共存共栄することを前提としてつくった空港でございますので、特に軍事利用に使うということは、全く想定もいたしておりませんでした。ですから、そういうことの経過を踏まえまして、そのような利用ということになれば、明確に反対の立場を表明していく考えでございます。これは先ほど言いました平成8年、9年の答弁と変わっておりません。

それから、陸上飛行ルートの問題のうちの大阪府の見解に対してどう思

っているかということでございますけれども、平成8年7月に運輸省から現状と問題点が示されまして、その内容について、関空建設に地元が同意した基本的な考え方にかかわる重要な問題であるという認識から、公正かつ科学的・専門的見地から検討が進められるよう、私ども泉州市・町関西国際空港対策協議会が大阪府に対しまして要請を行い、専門家会議の設置をしていただきました。このたび専門家会議としての検討結果報告と、それを踏まえまして大阪府の飛行経路問題についての考え方が示されたところでございます。

私といたしましては、これまでの専門家会議の真摯な議論や検討結果については、一定評価をいたしているところでございます。また、専門家会議を設置していただいた経緯を踏まえまして、基本的に専門家会議の取りまとめについては、尊重すべきであると考えております。また、全体構想を推進するという立場の中で幾つかの課題については、今後解決をしていかなければならないと考えております。

今回の大阪府の考え方の中では、環境面での特別の配慮に関しての措置項目が示されておりますが、この措置項目について、確実に履行されるよう、運輸省、関西国際空港株式会社等と調整を図り、地元の市・町と十分協議調整しながら、実施状況の点検を行う方策や、環境監視体制の確立を図るための具体策等について、大阪府に確認をしていく必要があるのではないかと考えております。

あわせまして、陸上飛行ルート問題は既に同意されているのかということでございますけれども、現時点ではそういうものではございません。今後、本市の陸上飛行ルート問題につきましては、先般の空港問題対策特別委員会でも御報告をさせていただいたとおり、本市議会の御意見もお聞きした上で、最終的に判断をしてまいりたいと考えております。

それから、民間墓地の問題でありますけれども、去年のちょうどお盆のころに許可をされておりまして、間もなく1年がまいるわけであります。現地は未着工であります。今年1月に知事あてに――副知事に直接お会いして、この古い墓地埋葬法の改正について要請をしたところでございます。大阪府におかれまして、全国担当者会議でその改正についての必要性、また大都市圏での民間墓地のあり方について十分発言をしていただいて、厚生省の方々にも訴えていただいているというふうに聞いております。

その中で、昨日の小山議員の質問に対する答弁のことも若干言われましたけども、これは昨日は、要するに着工していないというのであれば、許可を取り消すように大阪府に申し入れしてはどうかということだったというふうに思います。これについては、そういうことも1つの方法かも知りませんが、今1年近く未着工ということは、着工できない理由も相手方にあるのではないかとというふうに考えておきまして、その中でまた改めて、相手方にその意思を大阪府から確認をさせるようなことをするのが果たしていいのかどうかということをおし上げたいわけでありまして、

したがって、この経過については、大阪府に随時確認はしておりますけれども、それ以上の詰めた、相手方に対してやるのかやらないのかとか、そういうことまでは迫ってはおりません。そういうことをすることが、かえって逆効果に成り得る可能性もあるという意味のことをきのう申し上げたところでございます。

議長（巴里英一君） 樋口参与。

市長公室参与（樋口順康君） 林議員お尋ねの件でございますが、2点お答えしたいと思います。

1点でございますが、防衛庁からの文書については、現在のところ本市には参っておりません。

2点目でございますが、2期事業に対する地域整備の取り組みでございますけれども、これまで国の空港関連施設整備大綱と大阪府の空港関連地域整備計画が策定されるとともに、本市独自としても大阪府に対しまして要望を行い、事業の推進に努めてまいったところでございます。2期事業に対応いたします地域整備につきましては、国におきましては関空を活用した広域国際交流圏整備計画調査、大阪府におきましては地域整備基本構想策定調査が9年度、10年度の2カ年で行われているところでございます。

本市におきましても、本市独自としての事業の取りまとめを行い、大阪府等の関係機関に要望を行う必要があると考えているところでございます。そのため、市内部において検討をいたしているところでございまして、1期事業における地域整備事業についての進捗状況を踏まえた点検整理と、2期事業に向けての事業の取りまとめを行っているところでございます。特にりんくうタウンにつきましても、現状を踏まえた土地利用のあり方についてもこの中で整理を行い、また市財政状況も勘案しながら取りまとめ

を行ってるところでございます。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員の御質問のうち、市営墓地公園について私の方から御答弁申し上げます。

仮称泉南聖苑基本計画につきましては、これまでの墓地公園構想、建設候補地調査を踏まえまして作成したのですが、葬斎場、墓地公園、緑地、また進入路等を含めまして12.7ヘクタールの規模で計画をいたしております。何分大規模な事業でございますので、早期整備が必要な斎場ゾーンを第1期事業としまして、まず進入路、葬斎場施設を整備してまいりたいと考えておるところでございます。また、墓地公園ゾーンにつきましては、2期、3期で順次整備をしてまいりたいと考えてございます。

建設工事費につきましては、現時点では超概算でございますが、葬斎ゾーンで約34億円、第2期工事としまして約26億円、第3期で約40億円、全体としまして、現在100億円程度と見込んでおるところでございます。火葬場施設の財源といたしましては、厚生福祉施設整備事業債が70%、残りが一般財源となります。また、墓地部分につきましても、70%の起債額になると聞いてございます。

事業を段階的整備としましても、本市の財税状況は大変厳しい状況ですが、地域社会に不可欠な施設でございますので、今回の基本計画を踏まえ、本市の墓地公園構想検討委員会でも十分審議を行い、財政計画を立てていきたいと考えておるところでございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 林議員の質問のうち、住宅にかかわります部分につきまして私の方から御説明をさせていただきます。

まず、老人向けの入居の状況ということでございます。本A・B棟の老人向け住宅でございますけれども、高齢者や身体に障害をお持ちの方に配慮し、手すりやエレベーターを備え、段差のない住宅ですので、入居募集要件もそのような方を対象に実施いたしております。

A棟につきましては、昨年6月と9月に2回募集を行いまして、16戸中7戸の入居となっております。B棟の完成を待ち、A棟の残りとB棟を

新公営住宅法の適用によりまして入居者の募集をし、審査の結果、8戸の入居が決定をいたしました。合計15戸が入居いたしております。残る17戸につきましても、現在その募集方法や時期等を検討いたしておるところでございますので、決まり次第、早急に再募集を行いたいというふうに考えております。

それと、家賃の収納状況ということでございますけれども、家賃につきましては、一般住宅と同和向け住宅がございまして、一般住宅のうち長山住宅につきましては、9年度も収納を100%いたしております。

それと、木造の3団地につきましては、御承知のように、昨年……（林治君「聞いているのは、同和住宅の家賃です」と呼ぶ）はい。同和住宅のうち、前畑住宅、宮本住宅でございますが、平成9年度調定額が1,405万4,800円でございますが、収入済み額が1,280万5,400円、平成10年の5月末でございますけれども、124万9,400円の未済額でございます。その9年度の未済額につきまして、収納を現在も行っておるわけでございますけれども、6月19日現在の未済額が100万3,900円ということで減少いたしております。今後、未済額につきましては、収納に努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、3住宅の払い下げの問題で具体的な展望があるのかという御質問でございますが、さきの質問者にも答えさしていただいておりますように、市といたしましては、現在一定のテーマといたしますか、定期借地権付住宅等のテーマをもって入居者と話し合いをさしていただいております。一定、大阪府等に問い合わせ等も行いまして、現在その課題等の整理を行っているところでございますので、その整理ができれば、また引き続き入居者の方々とそのテーマでもって話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほどの関空にかかわる林議員の質問のうち、幾つか漏れておると存じますので、私の方からお答え申ささせていただきたいと思っております。

1つは、4月18日の問題も含めまして、一たん陸上ルートを容認すれば、あと法的な規制のない中で自由に陸上を飛ばれるんじゃないかという



ふうなお話、あるいは現在でも非常にいろんな多くの方から騒音に対する苦情がまいておるといふふうなお話の御指摘もあったかといふふうに存じますけれども、この点については、先ほど御説明をいたしました専門家会議における検討結果を踏まえた大阪府の考え方の中でも、特に飛行経路を守ってもらうという問題、あるいは高度を守ってもらうという問題につきまして、今まで関空だけではなくて運輸省も加わって、地元自治体と協議会をつくってその中で担保をしていくということでございます。我々もいたしましても、本当に実効性のある措置をとっていただくということで、そういう協議会の中にも入って、きちっと約束は守っていただくといふふうな対応を確認をしてみたいといふふうに思っております。

騒音問題につきましても、苦情処理問題ということで、できるだけリアルタイムで今の騒音なりいろんな飛行に関する情報を提供するシステム、こういうことについても大阪府、運輸省で検討していただいておりますので、そういった推移を見守りながら、できるだけ情報公開とか——これも騒音問題を起こさせないための一つの担保措置ではございますので、そういう情報公開なり、情報が迅速に地元につながるようなシステムの構築について、府なり運輸省に要望をしてみたいといふふうに考えております。

2点目でございますけれども、環境アセスの話で少しお尋ねがあったかといふふうに存じます。御承知のとおりアセスの準備書や、本市では5月21日に住民説明会が行われたわけですが、これも大阪府の環境影響評価要綱に基づく手続ということで、飛行経路問題の解決内容によっては、やり直し、撤回もあり得るといふ前提でこれを受理し、縦覧場所の提供も行ってまいったところでございます。

そういう中で、こういう飛行ルート問題の解決と同時に、一方計画的に2期事業も推進をするということも重要な課題でございますので、飛行ルート問題が解決されて、本市としての意見回答を行う際には、現在府の公対審に諮問をいたしておりますが、こういった答申、あるいは先ほど市長が御説明を申し上げました市議会での御意見も踏まえて回答をしてみたいといふふうに考えております。こういう中で、国の先ほど出ました現地の着工準備費ということで、917億円が予定をされておるといふふうに存じております。

それと、環境アセスの中で、1期事業の総括というお話もございました

けれども、基本的には事業会社の方がやられるということだというふうに思いますが、この間来、住民説明会等の説明を聞いておられますと、16万回ということ的前提に1期事業の環境アセスがなされてるというふうに私は聞いておられますが、責任ある立場でお答えをすることができませんが、お答えになるかどうか、そういうことで現状1期事業の総括というのは、現時点ではできないというふうなお答えが関空会社からあったように記憶をいたしております。

それと、3点目に地域整備でございますけれども、議員お示しのよう、これから2期事業を前提に、いろいろ地域整備事業で府なりに要望していくわけですが、当初予定をされておりました、お示しのありましたようなりんくうタウンにおけるそういう状況等も踏まえて、必ずしも関空の地域整備事業だけではございませんが、先ほど来、ほかの議員からも御質問ございます介護保険の問題、あるいは砂川駅広の問題、市の抱えるいろんな事業について、トータルに財政アセスを行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 空港本島にかかわります課税標準の特例の軽減ということで御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

空港本島の課税の軽減でございますが、これは地方税法349条の3の28号におきまして、関西国際空港に対する土地償却のものにつきましては、2分の1の軽減ということになってございます。また、エアラインにつきましては、平成5年4月1日から5年間の分については2分の1の軽減、また今後新たに購入するものについては軽減措置はございません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） それでは再質問をいたします。

時間の関係もありますので絞ってお聞きしたいんですが、市長が軍事利用については、これはその目的からも拒否すると、反対をするということを確認に言われましたので、そのことを確認しておきます。

ただ、市長、公正かつ科学的にという言葉だけが踊って、そして専門家会議だから何もかも正しいかということ、そうじゃなしに、例えば専門家会議の中で、飛行テストの問題、そのことでも当時専門家会議の委員の方が、

1回や2回でなくあらゆる気象条件や機種によって長期間行い、十分なデータの蓄積が必要だと、これは会議の中で出てる言葉なんです。議事録に残ってるんです。ところが、まあいえば専門家でもないノック知事が2回目の飛行が終わったときに、これで十分だと、こう言って、もうその後それで終わりだと。

私はそういう点では、科学者の御意見だと言って、そこを信頼するんだ、だからその取りまとめを尊重するんだということでは、結局そこに全部責任がいて、やっぱり我々が本当に泉南市と泉南市民のためにも、そういうことがいいかどうかということをしっかり考えないかと、こう思うんですよ。そういう科学者の対応では、私は科学者とはちょっと言えないんじゃないかなと。

市の公対審のことも言われました。私は松本議員からも報告を聞きました。4月18日のことについて、そのことについて公対審としても議論する必要があるんじゃないかということで提案したところが、助役も含めてそのことを実質上拒否をした。こういうことで、泉南市の公対審の中でも、もっともっとほんとは議論せなあかんのですよ。ここに持ってきてる書物だけでも、環境影響評価はこれだけあるんですよ。あらゆる分野に及んでるんですよ。しかも、いろいろと第1期のものと見れば、やられてないことがある。だから、そんなことも含めて見れば、1時間、2時間の審議で問題解決するもんじゃないんですよ。

私はそういう点で、なかなかこの本会議場で長々と議論できるものではありませんから、また空港委員会等を開いて議会の中での議論はそこに移したいと思うんです。ただ、今私はちょっとここでお尋ねしたかったのは、専門家会議だとか公対審だとかいろいろありますけども、行政として市民に責任を持って考えて、運輸省やまた今度の大阪府の考え方だとか、そういうことに対して、あなた方自身がどう考えてるのか。市長を含めてあなた方行政上のそこを少しは聞かしてもらえるかなと思ったんですよ、実際上ね。

全部、いろいろとというわけにはいきませんから、例えば飛行ルートの問題でも、ここに昭和61年に「関西国際空港建設事業と南大阪湾岸整備事業に係る環境影響評価準備書」というのがあります。各市町村の意見です、泉州筋の堺から岬町までの。例えば飛行ルート問題については、どの

自治体も全部それぞれの首長が、コースで何か起こさんようにしてくれ、海上ルートを守ってくれということをごもごも言ってるんですよ。私は全部読み直しました。

ところが、今第2期事業に当たって、もうぐらりと揺れてきてると。大阪府のノック知事の一言で揺れてきてるんです。前の中川知事も、それから岸知事も、これはだめだとはっきり言ったんですよ。だから、運輸省はようやらなかった。ところが、ノック知事は、なぜか弱者、弱者というようなことを言って、もう弱者でも何でもない、財界の言いなりです。これは困る。

それで、私はそういう点でやっぱりきちっとこの点は市としても見解を持って、今後は議会の意見を聞いて——もちろんそうですが、あなた方自身が議会にちゃんとした自分たちの意見も——いろんな項目の出てるやつですね、出していただきたい。これはきょうの場所やなしに、また委員会がありますから、委員会をお願いをしたい。きょうはその要請だけしときます。

それで、市財政の問題は、りんくうタウンではもう大変でしたね。見通しが全く狂ってしまったですね、市の財政の。それから、空港会社等の——ちょっと先ほどありましたけど、今でも年間4億7,000万ぐらいですね。これが入ってこない。今市の財政が非常に窮迫してると。一般財源として、固定資産税は市長の権限でしょう。それでも国会で勝手に族議員が何かがしこってやってしもたんですね。これはほんとにけしからん話です。国が政策減免をやるなら、それは国の責任でやればいいんです。だから、その補てんをせいとかいうことも、やっぱり要求してもらいたいと思います。そういうことも含めて、私は第2期事業に当たっては考えるべきです。

それから、地域整備事業について言っておきますが、国や大阪府の方で今いろいろ議論をしてる。この情報は我々泉南の議会に、議員にも出していただきたい。私、この間、私はこういうものを手に入れてると市長やなにに言うたら、ようやく出てきました。2部だけ出てきました。私は十数ページのものを持っています。国のいわゆる整備計画について、関西国際空港を活用した広域国際交流整備計画調査について、何で我々泉南の議員では、こんなものちゃんと——これは国のことを私は何もいいと言うんじゃないんですよ。今第2期工事、埋め立てもうすぐやという埋立同意の議会

がある前に、こんなもんもって我々議員にも国や大阪府がどう動いてくるかということ公表して、我々議員でもっと論議さしてくださいよ。何でこんなもん隠したままでおるんですか。これはなんですよ、委員長知ってますか。こんなん出てます。よその議会には出てるんです。一体これはどうなのか。

だから、私はそういうことも含めて、まずちょっと簡潔にその2点だけについて答えていただきたい。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 専門家会議の評価の問題でありますけれども、特に飛行ルートという極めて技術的な、また専門的なことでございますから、なかなか一般我々、そういう面でのいわゆる専門外の者が判断し得る材料、それから根拠等に乏しいわけにありますから、専門家会議というのは国でもつくっておられますけれども、ぜひ大阪は大阪でつくっていただきたいということを申し上げてつくっていただいたものでありますから、そこで計11回にわたって議論をいただいた内容でありますから、私はその取りまとめというものについては尊重をしたいと、このように考えております。

それから、地域整備のことですけれども、国において行われております今おっしゃったのは、国際交流圏の整備計画ということで、今策定の最中でございますけれども、これは極めて近畿全体とか京阪神とか、非常に広いエリアのことを議論されているように思います。

それはそれでいいとは思いますが、我々はそれはそれとして、泉南市としての地域整備がどうなるのかということを取りまとめをしてるわけでありまして、それはこの前の空特委員会でも早く出すようにというふうに御指示も受けておりますから、できるだけ早い機会にお示しをして、議論をいただきたい。それはそれでもう少し広い広域的なエリアとしての考え方ありますから、それもわかる範囲で、現在まだ中間でございますけれども、お示しもしていきたいと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 市長ね、専門家会議のつくってもらったどうやこうやという話はいいいんですよ。専門家会議でもそんな状態だから、市は市としてちゃんと考えてほしいということ言うてるんですよ。その市としての意見を出してほしいと、議会に。でないと、議論ならんじゃないですか。

それから、こんな広域はわかってますよ。だから、泉南の議員はこんなもん見んでもいいというのと違うんですよ。こういう全体のことも含めて、この関空にかかわっての広域なんですよ。その中の泉南なんですから、ええか悪いか別ですよ。それはまたいろいろ議論して決めたらいいんですよ。隠し立てせんと示しなさいと言うてるんですよ。ちゃんと資料は逐一出しなさいと言うてるんですよ。

それと、そのことばかり言うてると時間がないので、墓地問題で一言先に言うときます。

市長は、うっかり言うていたら逆になると言いましたが、この間の市長選挙で、市長、あなたの支持母体の部落解放同盟の鳴滝支部がこれについて賛成の同意の判を押してるんですよ。だから皆不安なんです。そこらの支持母体との関係も含めて、市長はやっぱり話しできる団体なんですから、協議して市民の不安を取り除く。あなたに私は努力を求めておきたい。そのことについて、御見解があれば聞かしていただきたい。

それから、住宅問題では、昨年度だけで同和住宅で5月の末で124万9,000円ですね、滞納がある。これね、余りにもひどい話でしょ。特に去年の9月に、それまでの集金人の方がかわったようですね。変わったというか、何か私が聞いたら、もうやめてくれということになって、それで新しい人にかわったと。約10%ぐらいが集金できてないんですよ、この同和住宅で。去年の9月までは1カ月1,050円ですか、これは新公営住宅法の暫定的利用で、最低3,900円からだというふうに聞いてます。

例えば、私がこれを調べてみましたら、去年の9月にはその新しい集金人の人が来たんですって。ところが、10月分は来ない。11月分も来ない。それで市の方に連絡したら、市の職員が12月4日に、2カ月後に集金に来た。ところが、12月分がまた来ない。仕方がないから、市役所に2月2日に持っていった。そこでまたいろいろ言うたんですが、なかなか集金に来ない。2月、3月合わせて市役所に、3月31日になって、またしょうがないから、これまでの1,050円じゃなしに、たまると大変ですからということで持ってきたと。これでは話にならないでしょう。

そして、4月分は5月7日に市役所に持って行って、5月分は——それで、もちろんその間ずっと言うてるんですよ。私からも言いましたけども、市役所の職員が2人とその集金人が一緒になって6月に集金に来たと。そ

れで6月に入ったのが、さっき言うたように、事業部長が5月の末で124万9,000円のが100万何がしで、約25万ほどが入ったということですが、それじゃ、これ、市の職員が日々集金に行ったり、市民が市役所へ持ってこないで、これは一体どうなってるんか。集金の方はちゃんと囑託で給料をもらってやってるんでしょう。こういうことでは、公営住宅法で家賃はまたこの4月からさらに引き上げでしょう。一体どうするんですか。

時間がありませんが、もう1点。それから、市営住宅の払い下げ問題について、市長は、先ほど言いましたけれども、このことについて、市当局はこの市営住宅の問題で、先ほどもいつまでほっとくのかというお話もありました。きちっとこの市営住宅の問題でも、見解を……

議長（巴里英一君） 林君、時間が少なくなりましたので。

22番（林 治君） わかりました。ちょっとメモをどこかへやっちゃったんで、えらい申しわけないです。

市営住宅のこの問題についても、この問題は、市長、今の時点で、例えば用地があれば中高層化してというのは普通の話ですよ。それはわかります。それでも、しかし合併前から建てられた、そして払い下げの問題があったという経過があるんですよ。やっぱりその経過の上に立って物事を考えないと、その壁から離れてというても、市長はきのうのようにここで――先ほどですか、建てかえが私の政治判断だというようなことを言うて、壁から離れて話し合いと言ったって、それは話し合いになれへんですよ。そうでしょう。話し合いは壁から離れてやったら、そういう経過を踏んまえた話し合いをしないとだめですよ。そうでしょう。それがほんとの話し合いだと思いますよ。その点で一体どうなのか。ほんとに住民の立場に立って御検討いただきたいと思うんで、御答弁をお願いします。

議長（巴里英一君） 向井市長。あと二、三分ですから。

市長（向井通彦君） まず、民間墓地の4区1団体が同意している件は、これはその団体の判断で同意をされたものでございますから、私の方は内部まで立ち入ることはいたしません。（林 治君「4区のこと聞いてない」と呼ぶ）

それから、住宅の方ですけれども、私の方で申し上げております壁から離れてというのは、入居者の皆さんは払い下げということですね。我々は

マスタープランをベースに建てかえと、こういうことを申し上げているわけなんですけど、マスタープランは我々の方で一時保留をして、そしていい方法がないかどうかということで検討をしていくと。先ほどの質問者にも答えましたように、その間法の改正等もございまして、建てかえのときの割増率も緩和されておりますし、それから新しい制度、例えば定借を使ったものも出てきておりますから、そういうことも踏まえて議論をしていきたいと思います、こういうふうに申し上げております。

議長（巴里英一君） 林君。あと1分です。

22番（林 治君） 市長ね、市民が住んでるわけですから、市長がそういうことを言ったら——あなたは泉南市に来られたときには浅羽市長、その浅羽市長が1つはこれをやったんですね。そのときに解決しないで、まあいえば、私はこれまでのことを言わないと言ってるのは、本来なら市長が気がつかなくても、市の担当職員からずっとそのことについては、どう解決するかということが絶えず出ないとだめなんですよ。市長が何もかもというわけにはいきませんから。そういうことが十分泉南の行政の中でやられてこなかった行政上の責任というのが、非常に大きいんですよ、この問題は。

だから、そういう点では、しかし私はその責任を問うんじゃないし、今改めて市長としてきちっとやるべきではないかということで、それは住民の立場に立って、居住者のこれまでの経過の上に立って解決すべきだと思うんです。ひとつそういう点で、改めてそういう政治判断を優先じゃないし、検討を要請したいと思うんですが、いかがですか。

議長（巴里英一君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は、明25日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時52分 散会

（了）



署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

大 森 和 夫

大阪府泉南市議会議員

松 本 雪 美